

厚 生 委 員 会

平成 2 9 年 3 月 8 日 (水)

厚生委員会

日 時 平成29年3月8日(水) 午前10時00分開会—午後5時33分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 奥野委員長、松尾副委員長、坂原、和田、道工、田島、出口、中原

欠席委員 なし

傍聴議員 反保、辻下、竹原、小川

出席理事者 田代町長、中口副町長、種村副町長
笠間教育長、古橋しあわせ創造部長
古谷総務部長、四至本財政改革部長
佐藤総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
串山しあわせ創造部理事、竹下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長
波戸元しあわせ創造部副理事兼住民生活課長
阪本しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼健康ふれあいセンター所長
松本保険年金課長、池下高齢福祉課長、鶴久森深日保育所長
門前地域福祉課長兼保健センター所長、米原子育て支援課主幹
上野地域福祉課福祉係長、川井地域福祉課保健医療係長
橋野高齢福祉課介護保険係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

奥野委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名全員出席です。理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。
よろしく願います。

3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第2号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件」のうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

阪本しあわせ創造部副理事。

阪本しあわせ創造部副理事 それでは、平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）について、ご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

14国庫支出金、2国庫補助金、1民生費国庫補助金、社会福祉費補助金といたしまして、9万1,000円の増額補正を行うものでございます。

歳出の地域生活支援事業に充当いたします。

内容につきましては、歳出のほうでご説明いたします。

次に、15府支出金、2府補助金、2民生費府補助金、社会福祉費補助金といたしまして、4万5,000円の増額補正を行うものでございます。

歳出の地域生活支援事業に充当いたします。

内容につきましては、歳出のほうでご説明いたします。

竹下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費補助金としまして、新子育て支援交付金（乳幼児医療助成等）を21万9,000円増額補正するものです。

これは、同交付金成果配分枠の追加配分交付があったことによるものです。この交付金は、乳幼児医療助成費に充当いたします。

次に、寄附金、民生費寄附金、児童福祉費寄附金としまして5万円増額補正するものです。

これは、淡輪地区住民から児童福祉のための寄附があったことによるものです。

この指定寄附金は、保育所運営費に充当いたします。

以上、当委員会付託分、合計40万5,000円の増額補正です。

阪本しあわせ創造部副理事 それでは、引き続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

3民生費、1社会福祉費、1社会福祉総務費、地域生活支援事業費といたしまして、障害者地域活動支援センター事業費負担金42万2,000円の増額補正を行うものでございます。

補正の内容といたしまして、障がい者の創作活動や生産活動などで社会との交流を図ることを目的とする地域活動支援センター事業を阪南市、岬町で合同でまつのき園に委託を行っております。

このまつのき園への支払いにつきましては、阪南市との覚書に基づき利用実績で負担することから、地域活動支援センター事業を利用する岬町障がい者の利用率が当初予算より増加することが見込まれるため、不足分を増額補正するものでございます。

次に、8健康ふれあいセンター費、健康ふれあいセンター管理費といたしまして、健康ふれあいセンター改修工事費73万4,000円の増額補正を行うものでございます。

補正の内容といたしまして、健康ふれあいセンターの更衣室からプールへの出入り口にはシャッターがありまして、営業後から夜間はシャッターをおろして湿気を遮断しておりますが、営業開始時にシャッターをあけたまま開放しておる状況でございます。

通路からプールに入っただけで衛生管理上、強制シャワーが設置されておりました、温水シャワーを浴びてからプールに入水する流れとなっております。

このため、シャッターを上げた状態では、プールと通路の温度差が生じまして、通路側への湿気が流れ込む状況となっておりますので、湿気を遮断し、快適に利用できるようにするためにプールの出入り口に開閉可能な引き戸を設置するための補正をお願いするものでございます。

池下高齢福祉課長 続きまして、2老人福祉費、介護保険特別会計繰出金、職員給与費等といたしまして、130万9,000円の減額補正でございます。

内容は、職員の人事異動に伴う人件費等の調整による繰出金の調整によるものでございます。

竹下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費、児童福祉施設費、保育所運営費としまして、5万円増額補正するものです。これは、歳入でありました指定寄附金を活用して、保育所の図書を購入するものでございます。

具体的には、淡輪保育所で大型絵本を購入し、ほかの保育所と共用する予定としております。

次に、乳幼児医療助成費としまして、285万1,000円増額補正するものです。内訳は、通院医療費が280万6,000円、入院医療費が4万5,000円です。

補正理由は、風邪やインフルエンザ、ノロウイルスなどにより、例年助成費が増える下半期の助成費を推計したところ、10月、11月分の診療分を見ますと、上半期の月平均助成額と比較して、16%程度増加しております。特に、小学生、中学生の助成費が当初見込みよりかなり増えてきております。

時期的に、同様の伸びが2月まで続いておるということが推測されることから、予算に不足

が生じることが見込まれますので、今回補正をお願いするものでございます。

なお、本補正には、新子育て支援交付金（乳幼児医療助成等）を充当いたします。

以上、当委員会付託分合計274万8,000円の増額補正です。

波戸元しあわせ創造部副理事 繰越明許費といたしまして、2総務費、3戸籍住民基本台帳費、個人番号交付事業として、129万1,000円を翌年度に繰り越すものです。

今般、国において、個人番号カード交付事業費補助金における平成28年度予算のうち、平成28年度年割額として交付決定されている額については、マイナンバーカードの発行状況を鑑み、翌年度に繰越対応とする旨の通知がありました。

これにより、国において、平成28年度予算額を、各市町村の人口割で算定され、交付決定されている129万1,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

説明は以上です。

奥野委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第2号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第4号「平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、担当部から説明を求めます。

池下課長。

池下高齢福祉課長 平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）につきまして、ご説明をいたします。

委員会資料の3ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴い人件費を補正するものでございます。

歳入につきまして、10繰入金、1一般会計繰入金、職員給与費等繰入金130万9,0

00円の減額補正でございます。

歳出につきまして、1総務費、1総務管理費、一般管理費人件費といたしまして、130万9,000円の減額補正です。

内訳といたしまして、給料100万4,000円の減額、職員手当等8万2,000円の減額、共済費22万3,000円の減額でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出予算ともに、130万9,000円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。

奥野委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号「平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって議案第4号は、本委員会において可決されました。

議案第5号「平成29年度岬町一般会計予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、歳入から審査に入ります。委員会資料の4ページから9ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料4ページの、款12分担金及び負担金の児童福祉費負担金についてお尋ねいたします。

説明の中の5つ目に、一時預かり事業保護者負担金とありますが、一般預かりの、支援センターで、子育て支援センターで行っている一時預かりについて、お尋ねをしたいと思います。

この一時預かりについては、利用されている方、また利用されていない方でも、制度そのも

のを知って、子育ての安心につながったり、緊急の場合に一時的に子どもを預かってもらえるということで、歓迎されているわけですが、もう少し利用料を安くしてもらえたら、利用したいんだけどという保護者からの声が寄せられております。

利用料の引き下げについてお考えにならないかなということ、1つ提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

奥野委員長 竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 一時預かり保護者負担金、利用料につきましては、大阪府下の市町村の状況を調査いたしまして、若干岬町のほうが高いというふうにも見えますので、現在ですね、その対応について検討中というところでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 調査もされて、少し高いという実態があるということでありましたので、少しでも利用料を安く、また利用しやすいようにしていただきたいなと要望申し上げておきたいと思います。よろしくをお願いします。

奥野委員長 ほか、ございませんか。田島委員。

田島委員 款13使用料及び手数料の部分で、4ページね、この保健衛生使用料の部分と、そしてもう1つ上の児童福祉使用料の部分で、保育所の保育料、これ滞納分やけど、額的にしれてると思われるんですけど、66万7,000円、これは保育所で何で滞納になっているのか、この理由の説明を求めたいのと、それと2点目、これは保健衛生使用料で、墓地使用料、これはどこの墓地か、この有料になっていますわね。私とこは先祖代々有料でなし、ただで使わせてもらっているんやけど、これはまた、後のその予算の件でお尋ねするんやけども、この有料と無料の差というのは、これは歴史的な問題があると思うんですけどね、町としても、無料のところも維持管理したり、いろんな管理費が要っていると思うんですね。ただほど安いものはないって言われますけども、しかし、この部分について、ちょっと説明願いたい。なぜ有料かと。わかってますよ。なぜ有料かということ、まず説明、この2点お願いしたいと思います。

奥野委員長 竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 まず、保育所保育料滞納分の件でございますが、1月末現在で、11世帯17人分の滞納ということになっております。そのうち、6件につきましては、分納誓約をいただいているところでございます。

やはりですね、聞き取りとかする中で、なかなか生活が苦しいというところですね、滞納になってしまっているというところが大部分でございます。

波戸元しあわせ創造部副理事 墓地使用料の件でございますが、岬町のほうには墓地条例がございまして、墓地条例の中に、町営の墓地として、淡輪の墓地、それと深日の墓地、この2カ所の墓地が墓地条例として規定をしております。

この墓地条例にある深日墓地のほうの旧の火葬場の上のほうに、ちょっと急な階段を上ったところですけども、ここの墓地を公募して、その使用料として15万1,000円、1区

画ですけれども、予定をしているもので、この墓地の使用料でございます。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 この保育料の滞納部分については、今説明のとおり、やっぱり生活が苦しいと。そういう事情であればやむを得ませんわね。やっぱり分納でもして納めると。そういう精神のもとの保護者であればね、やっぱり生活が優先ですからね、余りにも引きむしるようなことのないように、1つお願いしたいと思うんです。

その後、今後、その対応を考えてあげてくださいな。私は、学校教育についても、義務教育は無償化と、給食も無償やという精神でおりますので、余りきつい取り立てとか、そういうことをしないでほしいなど。事情わかりましたので、1つお願いしときます。

墓地の件で、これは一応ね、町が区画して、公募した部分ですね、これは有料ですね。この場で墓地のことを余り突っ込んでお話しするより、次の審議のところでお聞きしたいと思いますので、わかりました。有料はなぜ有料か、条例で定めたということで理解いたしました。

委員長、結構です。もうこれで。

奥野委員長 ほか、ございますか。和田委員。

和田委員 4ページの老人福祉施設の入所者本人負担金、これはどういうあれですか。

池下高齢福祉課長 こちらの老人福祉施設ですが、養護老人ホームに入所されている方1名の方の負担金で、所得に応じて負担金をいただくということで、老人福祉法施行細則で規定のほうしております。それに基づきまして、収入として上げております。

老人福祉施設の本人負担金として、本人さんの収入に応じて負担金をいただいております。それを老人福祉法施行細則の規定に基づいて徴収している、1名分の本人負担金でございます。

出口委員 すみません。3点お聞きします。6ページの節の中長期在留者住居地届出等事務委託金と、老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金、それと9ページの節のパンダ教室負担金、これの詳細をお願いしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 1点目の6ページの中長期在留者居住届出等事務委託金でございますが、これは外国人登録法というのがなくなりまして、新たに出入国管理に関する法律ができました。それに伴い、中長期に日本に在留する方には、在留カードというものが発行されます。その在留カードの住所記載については、住所を定めた市町村において裏面に住所を記載することになっておりまして、その在留カードに記載する転入、あるいは転出の方の外国人の方が持っている在留カードの記載の事務、それから情報連携などについて、国からの事務委託金というものが入るものでございます。

池下高齢福祉課長 低所得者保険料軽減負担金についてご説明いたします。こちらの負担金でございますが、平成27年度に全国的に介護保険料が大幅に上昇いたしました。そこで保険料が、所得が低い保険料段階第1段階の方の保険料を0.5から0.45に引き下げる。その0.05分につきまして、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担して低所得者の方の保険料を少しでも低くしようとすると、そういう趣旨で設けられた負担金でございます。

奥野委員長 3点目はどなたですか。門前所長。

門前地域福祉課長 まず、パンダ教室のご説明をさせていただきます。パンダ教室は、子育て支援センターと保健センターが連携して行っている事業であり、お母さんの不安が強いケースや、子どもさんの発達面で少し不安がありフォローしたほうが良いケースなどを対象に、週1回、子育て支援センターで教室を開催しております。

毎週通って、母子ともに教室に参加をしていく中で、お母さんの不安の軽減や子どもさんの発達や成長を促すという教室となっております。

金額面は子育て支援課でお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事 パンダ教室負担金6万6,000円につきましては、利用料が1回250円ということになっております。

パンダ教室は、毎週金曜日やっております、定員が10名でございます。29年度在籍予定の方は7人というところでございます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 中長期在留者の説明を聞かせてもらったんですけども、岬町内ではどれぐらいの該当者がおられるのか、お聞きしたいと思います。

それともう1点、老人福祉負担金の部分では、0.5から0.45に引き下げたということで、こちらも該当者は何名おられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 中長期在留カードを所有している数につきましては、資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

池下高齢福祉課長 予算の数字でございますが、平成29年度におきましては、1,283人分を想定しております。

奥野委員長 和田委員。

和田委員 歳出のほうで聞いたらわかるのかな。ここに8ページですか。この繰入金、特別会計繰入金で、深日、多奈川、淡輪、3地区からの繰り入れがあるんですけど、深日と多奈川とでえらい差があるんですけど、これは何の繰り入れになるのかな。

奥野委員長 波戸元副理事。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず深日財産区の繰入金でございますが、深日町の駅の防犯カメラの設置工事、それから深日墓地の境界確定業務、それから深日墓地の法面改修工事の設計業務、合計が584万6,000円でございます。

それから、多奈川財産区の繰入金でございますが、多奈川小田平墓地の擁壁補強、それから土間コンクリートの補修工事、それから小田平墓地の樹木伐採の3件で88万6,000円。淡輪財産区につきましては、岬公園のセブンイレブン側、それと淡輪駅のなんば側の駐輪場に防犯カメラを増設する工事分65万7,000円。

以上3件の財産区の繰入金でございます。

奥野委員長 よろしいですか。出口委員。

出口委員 4ページの節の児童福祉費負担金の分ですけども、児童発達支援事業利用者負担金というのは、先ほど門前所長からご説明をいただきましたパンダ教室負担金にも関連しているのかわか、その辺を確認したいと思います。

奥野委員長 竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 これはですね、先ほどのパンダ教室ではなくて、こぐま園の利用者ということになります。利用の負担上限額が4,600円ということで、29年度は7人の利用を見込んでおります。

出口委員 今の説明でしたら、ちょうどその今たまたまパンダ教室も7名ということで、それが一緒じゃない、別個のものでですね。完全に。たまたま人数が一緒だったということですね。はい、わかりました。

奥野委員長 先ほど出口委員のカードの数はまだわからないですね。

波戸元しあわせ創造部副理事 担当から、来次第、報告させていただきたいと思います。

奥野委員長 ほかどなたかございますか。中原委員。

中原委員 委員会資料の6ページ、説明の一番上の欄に個人番号カードについて、交付事業や交付事務についての補助金が掲載されておりますので、この場でお聞きしておきたいと思いますが、交付の状況について、お尋ねをしたいと思います。

通知カードが渡せていない世帯や人数、それから個人番号カードの交付数についても、直近のわかる数を教えていただきたいと思います。お願いします。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず、マイナンバーカードの交付状況でございますが、2月末の状況です。本町に申請をされてカードが届いているのが1,913枚、このうち、お亡くなりになった、あるいは転出された方を除いて、現在まで交付した数が1,679枚でございます。未交付となっているのが206枚、今現在うちのほうで保管をしております。

通知カードでございますが、現在、未交付となっている数については、117枚となっております。

中原委員 このマイナンバーカードの取り扱いについてお尋ねをいたします。マイナンバーカードのどうか、番号の記載についてですね、お尋ねをします。

委員会資料の7ページの一番最後から8ページにかけてですね、障がいをお持ちの方の手帳の交付にかかわる事務交付金というのがありますので、こういった手続のときに、個人番号の記載の扱いをどのようにされているか、確認をさせていただきます。

こういう手帳を申請しようといった場合には、個人番号の記載が求められるようになっておりますが、そのときの扱いとして、番号の記載がなくても申請が受理されるのか。また、記載の強要はされないのか。

それから、本人確認、記載がなくてもですね、記載がない場合、本人確認はしていないのか。また、記載がないことによる不利益な扱いを受けるといようなことにはなっていないのか。

それから、記載がある場合についてもお尋ねをしますが、個人番号や本人の確認ができなくても申請を受理されているか。適正な扱いがなされているか。この機会にお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点、委員会資料8ページの諸収入についてお尋ねをいたします。

住民生活課の防犯カメラデータ情報提供料とありますが、これほどからの歳入ということになるのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事 委員ご質問のマイナンバーカードを申請時にどのように取り扱っているかというご質問ですけれども、歳入の7ページから8ページにかけて、地域福祉課関係の申請関係がございますけれども、基本的には、マイナンバー法が制定されて、施行されて28年1月1日以降ですね、国の指導に基づきまして、窓口のほうではマイナンバーカードの記載を、申請書に記載をお願いしているところでございます。

府等につきましても、なるべくというんですかね、法に沿ってマイナンバーの記載を求めてほしいという指導がありました。

私どもも、窓口のほうでは、皆様方にその旨お伝えして、協力を求めているところでございまして、今のところ、特にトラブル的なことはないというのが現状でございます。

なければどうなるのかということですが、經由事務の場合ですと、大阪府のほうではお取り扱いできないよということをおっしゃっておりますので、その旨、窓口のほうで申請者の方にご協力を求めているというのが現状でございます。

波戸元しあわせ創造部副理事 防犯カメラデータの情報提供につきましては、泉南警察署からの捜査依頼により、防犯カメラに入っているSDカードを抜き取り、その中のデータを泉南警察に提供する。その作業を、設置した業者に依頼をしております。

そのSDカード抜き取りの作業、それと防犯カメラを新たに起動できるようにする作業についての費用を泉南警察署のほうに請求をし、それと同額を歳入されるものでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 先ほどの、個人番号の記載の問題の前に、個人番号カードにかかわって、先ほど交付数等をお聞きしましたが、通知カードが117枚未交付であるということをお聞きしておりました。この扱いは今後どのようにされていくのか、お尋ねします。

それから、個人番号の記載がない場合の扱いなんですけど、今お聞きした説明というか、答弁によりますと、經由事務の場合は、番号が書いていないと取り扱わない。端的に言うと、番号が書かれていないものは申請を受け付けていないというように受けとめたらよろしいのでしょうか。

それから、防犯カメラのことは、また歳出でちょっとお聞きしようかなと思います。

以上2点、よろしくをお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事 申請書の経由につきましては、町のほうで受け付けて、仮にですね、マイナンバーなしで受け付けて府のほうへ経由しますと、受理されずに戻ってくるというようなこ

とを過去に言われております。

現況では、そういう事例はございませんのですけども、そういうことも念頭に置いて、申請者の方がいち早く手続できるような形でご理解を求めているところでございます。

波戸元しあわせ創造部副理事 通知カード、それからマイナンバーカードの未交付の方については、直接まだお受け取りいただけていませんというようなご案内をさせていただき予定しております。

また、岬だよりのほうにも、マイナンバーカードの申請あるいは交付についてのご案内をしております。その中でも、まだ未交付の方についてはお早くお越しく下さいというようなご案内もしておりますので、引き続いて交付の受け取りの状況を見ながら、数回させていただきたいという予定しております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 通知カードの直接のご案内、未交付の方に対する直接のご案内という表現をされましたが、それは具体的にどういったことをされるのか、もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、個人番号の記載をしていない場合の扱いなんですけど、現時点では、実害が発生していない記載を申請時に全て記載をしているということだと思えるんですけども、記載をしなかった場合、大阪府から差し戻されると言われているということでありましたけれども、この扱いはですね、何かそういった扱いを受ける法的な根拠がございまして、2つお願いいたします。

波戸元しあわせ創造部副理事 直接のご案内というのは、保管をしている方の住所地に、封書でまだお受け取りに来ていただけておりませんのでお早くお越しく下さいというような内容のご案内をさせていただき予定しております。

阪本しあわせ創造部副理事 受付は、私ども受け付けまして、府に送付することは可能なんですけども、受理されずに返戻されるという形になりますので、そうなってきますと、申請者の方にご不便、ご迷惑かけますので、なるべく協力をいただいているところでございます。

それと、法律が、施行されて28年1月1日以降、マイナンバーの記載を漏れなくしてくださいということが発せられておりますので、それに基づいての事務の執行と考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 ちょっと法的な根拠の問題なんですけど、これは記載をもししていなかったとしても、現時点では、罰則等は設けていない状況なんです。

それで、大阪府からそういう指導を受けているということは、そういう指導というか通知というか受けているということはわかりますけれども、そのことによって、個人番号を書かないことによって、その申請者の申請の権利を剥奪されると、そんなことは考えにくいわけなんです。

ですので、ちょっとそれはきちんと大阪府に問い合わせをいただく、また岬町として、この取り扱いについての要望をしていただく必要があるのじゃないのかなと思います。

経由事務ですから、町としては、非常に何かこう間に立たされてやりにくいところがおあ

りかと思えますけれども、該当する方は申請をする権利がありますし、また制度を当然該当すれば利用する権利もありますから、番号を書いていないということで、その権利が奪われるというようなことはあり得ないと思うんですよ。

ですから、住民を守るという立場から言いますと、岬町として、きちんと大阪府に不利益な取り扱いをしないでほしいと、もし記載を本人が拒んだ場合、そのような取り扱いをしてほしいと、記載をしてもしていなくても、同じように取り扱うべきではないのかということは、主張すべきだと思うんですが、今のやりとりを聞いてますと、恐らくそういう主張をされたことはないと思うんですね。

それで、そういった主張をきちんとしていただきたいと思うんですけど、大阪府に対して、そういうことを申し入れしていただけますか。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 マイナンバーカードの取り扱い、申請書等の記載の取り扱いにつきましては、議員御指摘のように、今、強制的なものという取り扱いはいたしておりません。

ただ、先ほど經由事務の場合は、大阪府のほうに記載のない場合は差し戻すと聞いているところでございます。

これにつきましては、大阪府でそのような取り扱いにするという、大阪府としての一定の取り扱いに関する意思決定があらうかと思えますので、その辺、まず確認をさせていただいて、それが適当なものである、また、適当ではないなと思われた場合は、大阪府のほうに要望なり申し立てをしていきたいなと考えます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 また、大阪府にそういった問い合わせ、必要であれば要望をされた結果をお知らせいただきたいと思えます。

今確定申告の時期ですけどね、税の申告でも、個人番号の記載なしでもそのまま受け取っておられるんですよ。窓口でも、水道庁舎のところで相談受付をやっていただけてますけど、そこでもですね、マイナンバー書いてませんね、書いてくださいとも言われなし、マイナンバー、個人番号おわかりですかというようなことを聞かれる程度で、いやそんなんカード持ち歩いてへんわといたら、ああそうですか、そしたらもうこのままでっていうて、普通に受け付けてくれるんですよ。

税の分野でもそういった扱いであるのに、こんな日常生活を送ることに一定の負担を伴う方々がですね、権利を剥奪されるって許しがたいことやと私思うんですよ。

ですので、そのことについては、きちんと府に対して確認をしていただく。法的な根拠はあるんですかってきちんと聞いてくださいよ。

大阪府はね、総務省からいろんな圧力がかかっているんですよ。だから、そんなこと言うてくるのわかりますけど、あなた方もお立場がありましょけどもっていうことで、岬町の方々の利益を守る立場で、これはぜひ強力に今の扱いを改善してほしいということを申し入れ

ていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。またご報告ください。

奥野委員長 波戸元副理事。

波戸元しあわせ創造部副理事 先ほどの出口議員のご質問の中長期在留の届出事務なんですけれども、該当者というよりも、在留カードを取り扱った件数ということで報告をさせていただきたいと思います。27年度の数字でございます。

中長期在留者の転入、それから転出、転居などの取り扱いが13件、それから特別永住者証というのがございます。その特別永住者証の再交付であったり、それから返納であったりという事務が17件ございまして、合計で、この取り扱いの件数が30件でございます。

奥野委員長 よろしいですか。出口委員。

出口委員 8ページの諸収入でちょっとお聞きしたいと思います。泉州南部初期急病センター分配金とありますけども、これは3市2町へこの分配金が出たものであるのか。それはその出どころは国の補助金からの絡みでこういう分配金になったのか、その辺はどうですか。

奥野委員長 門前所長。

門前地域福祉課長 泉州南部初期急病センター分配金につきましては、泉佐野以南3市3町で休日診療所を運営してまいりまして、26年度から休日診療所が泉州南部初期急病センターとしてりんくうに移転いたしました。立地条件がよくなり、わかりやすく、駐車場も広くて利用しやすいということで、患者さんも増えております。黒字が出た場合は、覚書に基づき人口割0.9、利用割0.1で分配すると決まっております、この8万8,000円という金額は、平成27年度の運営収支の分配金となっております。

奥野委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、これで歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配布しております本委員会所管内訳表をあわせてごらんください。

まず、総務費に入ります。予算書60ページから61ページの、目6交通安全対策事業費、68ページから71ページの3項戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑ございますか。

中原委員。

中原委員 60、61ページの先ほど歳入でもお尋ねしました、防犯カメラの問題についてお聞きをしたいと思います。

これにつきましては、電車の駅に設置されている防犯カメラのことを指しているのかなと思うんですが、プライバシーの保護がどう担保されるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、防犯カメラの現在の運用は、現実的にはどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

それからもう1つ、駐輪場の用地借上料についてお尋ねをいたします。

岬公園駅の大坂側の駐輪場の混雑というか、平たく言うと、広さが足りていないという問題なんですけれども、このことについては、以前からご指摘をしてきたところではありますが、その際に、南海電鉄に協力を求めるとか、そういったことも含めて、敷地の拡大を考えるべきではないかということをお願いしましたが、敷地の拡大について、何か変化があれば、努力されてきたこと等があればお聞きしたいと思います。

それから、同じ場所で、敷地が狭いために、歩道にはみ出して自転車やバイクを止められている実態がありますので、歩道にはみ出して止めないようという指導を行うべきだということも申し上げてまいりました。そのことについても、何かとられた対策等があればお聞きしたいと思います。

この歩道にはみ出して自転車やバイクが止められていることによって、寄せられている声としては、ガードレールの車道側を歩行されている方が見受けられるような実態もあつたりとか、それから、ご高齢の方が狭い所を通らないといけないということで、歩行に支障を来すと、非常に通りにくい、危険だという声も寄せられておりますので、抜本的な解決に向けて対策を講じていく必要があると思いますので、今お聞きした事柄について、お答えをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

奥野委員長 波戸元副理事。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず1点目の防犯カメラのカード情報提供なんです、これは淡輪駅をはじめ5駅に設置している防犯カメラの、すみません、淡輪、岬公園、多奈川駅、3駅です、に設置している防犯カメラのカードなんです、先ほども申しましたように、警察からの捜査依頼に基づいて、SDカードに入っている情報の提供を行っております。

当然、プライバシーの保護ということも、その担当の警察官には申し立てまして、捜査の依頼書での交付であつたりですね、というような形で、その中にプライバシーの保護については他の捜査に及ぼさないとかですね、そのときに合わせて申し入れております。

すみません。私、防犯カメラのこの分で、もう1点目の質問がちょっと聞き逃してまして、ちょっと後で。

運用状況でございますけれども、防犯カメラに入っているSDカードにつきましては、大体1週間ぐらいで上書きをしております。その関係上、特に何か月あるいは何週間と決めて状況を確認をしているわけではございませんが、既に設置している防犯カメラの保守点検については、年2回設置の業者に委託をしているという状況でございます。

それから、駐輪場につきましては、確かに車道にはみ出しているもの、また通路に置いているもの、非常に煩雑を極めているということは認識をしております。

この3月に、放置している自転車の撤去、それから車道への看板の何か車道に置かない、また放置しないというような内容の文書の看板をつける予定でおります。

特に、南海の鉄道事業者には、この借上料のことについての交渉はしておりますけれども、特にこの駐輪場についての具体的なお話というのはしてはおりません。

あわせて、この駐輪場の設置についての今現状なりをお話をして、鉄道事業者に協力を求めていきたいというように考えております。以上です。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 防犯カメラの設置駅ですが、現在は、岬公園駅と淡輪駅と多奈川駅とおっしゃったかなと思います。来年度この設置駅を増やすということになりますね。

それで、データの情報、SDカードの情報をどのようなときに警察に提供するということになるのか、お聞きしたいのと、それから先ほど、依頼書という言葉が出てきましたが、それは誰が誰に対する依頼をするものであるのか、お聞きしたいと思います。

それからもう1点、駐輪場の問題について、一定の努力が図られるということについても、今お聞きしたところであります。

その中で、南海電鉄と用地の借上料については交渉しているということでしたが、その交渉の内容と申しますか、こちらとして言っていることははっきりしているんですけど、先方の反応はいかがか、平たく言うと値下げしてくれそうかとか、そのあたりは交渉しておられていかがでしょうか。よろしくお願いします。

波戸元しあわせ創造部副理事 警察からの依頼書ということですが、これは泉南警察署の捜査の部署の長から私ども住民生活課長宛の文書で、捜査関係資料の提供という文書でございます。

それから、借上料なんですけれども、借上料の交渉につきましては、この29年度におきましても、若干の金額の引き下げということの提示がございました。

予算上は、前年度と同額なんですけれども、その後、南海さんのほうからの回答で、若干の金額の引き下げということがございます。引き続いて金額のことについては交渉していきたいということと、それからあわせて、先ほどの駐輪場の件についても含めてですね、現状なりをお話をして、対策なりを考えていきたいというように考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 防犯カメラのデータの扱いですが、今のお話でいうと、情報を提供する場合は、住民生活課の課長宛に警察から捜査関係資料の提供の依頼書というものが届いて、それに基づいて提供をするという扱いになっているということですのでよろしいんですね。

はい、そのようです。

ちょっとこの問題で気になることがありましてね、こういった文書なしに警察が情報を入手できるという契約を自治体と結んでいる。ちょっとこれはまだ余りまだこれからどんどん恐らく警察としては広げたいところなんだと思うんですが、そういう動きがあります。

この大阪南部でも一部の自治体では、そういう約束を警察と交わして、今おっしゃったようなきちんと文書に基づいて捜査のために資料を提供してくださいという申し入れがあって、それに自治体が応えて提供するというような仕組み抜きにできると、情報を入手できる。それは手法もそうですし、そういった。

今はそうじゃないんですよ。町長。今はそうじゃないんです。今はそうじゃないんです。

今はそうじゃないから、今はまだいいと私思っているんですよ。

それでちょっとあの手続面で、運用はどのようにされているんですかということを知ってたんですけどもね、今後そういった依頼が警察からも岬町にも来るかもしれないし、もしかして、もう来ているのかな。よくわかりません。ああ首をひねっているから、まだ来てないのかな。

そういった依頼があったときに、これは私はやるべきでないと思いますので、もし、そういったことのお願いがあった場合は、それはお断りをしていただきたいと。ちょっと先々のことになりますけれども、個人情報の保護の問題に差しさわりますので、今の運用を守っていただきたいなとこの場ではお願いをしておきたいと思います。

それから、駐輪場のことについては、若干の引き下げの回答があったということで、努力をされた結果が出たのかなと思っておりますが、その若干の引き下げというのを、参考までに金額をお聞きしておきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

波戸元しあわせ創造部副理事 額にすると、約1万数千円だったと記憶しております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 たとえ1万数千円であれですね、ご努力いただいた結果だと思います。さらなる引き下げの要望、またあわせて駐輪場用地の拡大の協力についても、先ほど来答弁いただいておりますように、協議を進めていっていただきたいと思います。

この問題は、町長が毎年ご尽力されて、各地でタウンミーティングを行っておられますけれども、その中でも、岬公園駅の駐輪場のはみ出している自転車やバイクについて、何とかしてほしいという訴えがあったところでもありますから、ぜひ努力をしていただきたいと、この場で要望しておきたいと思います。ありがとうございます。

奥野委員長 ほかに質疑ございますか。田島委員。

田島委員 中原委員の関連でちょっと質問したいと思います。

駐輪場問題は6つある駅で、昔は1駅に50万円で300万円南海電鉄にいろいろお支払いしてたと。今は金額的に下がっていると。本来は自分のところのお客さんの自転車をね、自分のところが預かり整理するのが本来の筋であって、何で自治体が一々その50万円払ってね、これはちょっと理屈的におかしいけどもこれは仕方ないですな、向こうの敷地やからね。人様の敷地、どう使おうと勝手や、踏切の軌道敷内もね。それはさておいて、駐輪場の防犯カメラね、これは南海電鉄のために防犯的なことをやっていると思えられても仕方ないわけやね。

そして、後段の話やけどね、これは警察からの防犯カメラの設置要請とあるけども、これは別として、本来まだ後の話があるわけ。

過日新聞報道でね、近隣自治体等々に対して、犯罪の抑止のためにそういう防犯カメラを設置していただけないかという大阪府警の動きがあったわけ。それに対して、岬町が外れているんよ。近隣の自治体はそういう具合に協力するという形で報道されているんや。

岬町の名前がなかったの、何でかなという、その実態をお聞きしたいなと思ってたとこ

ろ、この委員会やからちょうどいいわということでお聞きしてるんや。

あとの映像の部分については、これから議論すべきことがあると思う。しかしながら、こういうような事後捜査とか、住民の犯罪、被害者のやはりその解明にいろんなことに防犯カメラというのは、今もう大阪市内でも全国的にもその防犯カメラによる犯人検挙が功績上がっているんです。そういうことで、これは断る理由がないわけです。やっぱり被害者のことを思うたら、やっぱりそういう犯罪者を検挙するのが本来の仕事やし、そして自治体も協力する責務があると思うんです。

ですから、そういう問い合わせがあったのかなかったのか、新聞社が勝手に書いて岬町だけ外してとたのか、その点、担当課としてはどうですか。

波戸元しあわせ創造部副理事 今の府警本部のほうの報道については、ちょっと私は承知しておりませんし、防犯カメラの設置については、駐輪場に設置をしたものですが、府警からの協力依頼ということには、私はちょっと接しておりません。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 この新聞報道の記事、私、常にこのスクラップマニアでね、切り取って、そして自分のブログに発信しているんですわ。記録あると思います。岬町だけ外れてます。何でかな。報道関係も勝手に外さんと思うがな。問い合わせがあって、警察からの問い合わせで断ったのか、報道関係者が警察で情報を入手して切ったのか。それ真意はわかりませんよ。ただ残念なのは、岬町の名前が外されているということは、どうも残念やなと思ってますので、私また後刻、家で調べます資料。その記事があれば提供しますので、

奥野委員長 田代町長。

田代町長 田島委員さんおっしゃっているのも、私も記事を見たことがあるように、それがいつだったかちょっと記憶は定かでないんですけども、多分、泉南署の署長から依頼があつてですね、うちは予算の関係で多分1年おくれたと思うんです。その1年おくれたときに、既に泉佐野とか、いろんなとこが設置してたと。多分新聞報道された時に私もうちが載ってないなというときに、うちは予算化するのにおくれたことは間違いないんで、しかし、これは町村会の要望でも、町村会で大阪府警の方がおいでになって、いわば最近自転車泥棒が多いということで、それがまたいろんな犯罪につながっていく可能性あるので、各駐輪場に防犯灯、そういった、またできれば地域内に防犯灯を設置してほしいという依頼は町村会でも来ておりますし、泉南署からも来ております。

多分新聞報道については、多分田島委員さんと私、同じ新聞を見たかのように思うんですけども、そのときにはまだ未設置であったという認識はあったと、もし間違ってたら失礼ですけども、そのように記憶いたしております。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 町長の答弁のとおりね、同一の記事を見たと思います。しかし、見た人間としたらね、残念やなと思うわけですね。それは予算の関係でそれはもうおくれたんや、いたし方ない。しかし、

今後の対応ね、住民さんは何や岬町はって思ってる方がたくさんおりますよ。ですから、これのフォローを何とか担当課としたらしといてくださいなというて、この場をお借りしてお願いしているわけです。

ですから、やっぱり近隣自治体に肩を並べて岬町もそういう予算化する予定ですかね、そういうことをまた聞かれたら、そういうPRもしていただかないと、岬町だけそういういろんな個人情報の関係で断ったのかなと思われたら、またいたし方ないけども、しかし、やっぱり、ほら被害者のことを思ったら協力すべきやと私はかように思いますので、あとの問題については、また今後議論いたしましょう。ということです。結構です。

奥野委員長 ほかの委員さんございますか。松尾副委員長。

松尾副委員長 戸籍のほう、いけますよね。71ページの節区分が使用料及び賃借料で、住民生活課の中の戸籍電算化システムリース料とその下の戸籍電算化システムソフト使用料2件についてお尋ねしたいんですけども、これは町独自のシステムになってリースされているのか。また、歳入でも見てたんですけど、何かそういう交付金に当たるものがあるのかどうかですね。

あと、多分事業者との契約になっていると思うんですけど、その契約期間だったりとか、いつまでの期間になっているのかというのをお知らせください。

波戸元しあわせ創造部副理事 この戸籍電算化システムにつきましては、平成25年の5月から電算化の稼働をしております。そのシステムの使用料につきましては、期間が平成25年6月から平成30年3月まで、29年度の末となっております。それにあわせて、戸籍電算化のシステムのソフトも使用料が発生しているものでございます。

これは、町独自で紙戸籍から電子化というんですか、電算化ということを行った、移行したというものでございまして、これに対する単独の補助金なり交付金というのはございません。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 これは結構そのリース料としては高いような気がするんですね。交付金等もない中で、町の税金を使っているということで、これは先ほど言われた平成25年6月から平成30年6月までの契約期間ですよ。今後、また事業者の選定だったりとか、もしくはこの電算化システムというのは、その事業者だけしか持ってないものかどうか。もしくはその契約期間が切れた後の、どこかにお願いする事業者を選定できるのかどうかというのをお聞かせいただけますか。

波戸元しあわせ創造部副理事 先ほどのリースの期間なんですが、平成25年6月から平成30年3月まででございます。この戸籍の電算化をするにあたりまして、まず業者の選定につきましては、プロポーザル方式を採用して、戸籍の電算化をする業者でプロポーザルをした結果、現在の業者に決定をし、電算化をしたものでございまして、このリースの期間後ですね、一応このシステム、それからハード部分につきましては、無償譲渡となっております。

この後の、リース期間が切れた後は、システムリース料というのは新たに発生はいたしません。ただ、5年を経過しておりますので、機種を更新というんですかね、そういうことが新

たに今、事業者のほうからは提案をされているという状況がありますが、基本的にはこのまま使っていきたいというように考えており、システムの更新をするには、かなりの費用も伴いますので、新たにシステムのアプリケーションを使っているOS自体が後継機に前の機械の対応ができないとかですね、保守の対応に問題があるとかですね、というようなことも発生するかなとも思うんですけれども、引き続き現在の機種で継続をしていきたいと考えております。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 そしたら、その30年3月以降にどうするかというときに、今町のリースされているハードが町のものになるということで、町としてはそのハードを使って他事業者が何と言うんですかね。

ごめんなさい。質問変えます。今その戸籍電算化システムで、紙ベースから電子化を図っているということで、もう、でも、そろそろほぼできてきているのかなと思うんですけど、そういう解釈ではないんですか。

波戸元しあわせ創造部副理事 戸籍の電算化と申しますのは、今まで紙戸籍で保管していたものを電算化に移行しましたので、今電算化でデータとして入っているものが原本の戸籍ということになりますので、新たに新戸籍をずっとつくっていくと、新たに電子化で戸籍をつくられていくと、今までみたいに紙に書いてというようなことは、現在は行っておりませんので、電算化自体はもう既に終了しているということでございます。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 リース料がもう今後はなくなっていくということで、後はシステム使用料だけが発生していくという解釈でいいですね。

波戸元しあわせ創造部副理事 おっしゃるとおりでございます、ハード部分につきましては、この29年度の30年の3月で終わりました、残りそのソフトの使用料だけは引き続き継続されていくということでございます。

奥野委員長 ほかございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 じゃ、質疑なしと認めます。これで総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。予算書の76ページから101ページをごらんください。ただし、84ページから87ページの目9文化センター費は、ほかの委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。道工委員。

道工委員 4点ほどお尋ねをさせていただきます。まず79ページの委託料のところ、障害者相談事業委託料がございしますが、できれば過去3年間の相談件数と、29年度、それに伴った見込み数をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、同じ79ページの扶助費ですけども、障害者共同生活援助給付費、入所されている方の人数と指導員の数を教えていただきたい。

それと、本人さんがどれだけ1カ月間負担されているのか。その金額もわかりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

次に、81ページの委託料でございますが、同じようなことで、生活支援ハウス運営業務委託料、これも入所されている方の人数と指導員数をお聞かせいただきたいと思います。

それから、91ページの扶助費の障がい児の通所支援給付費、これも通所されている方の人数と本人の負担があれば、その額をお教えいただきたいと思います。

とりあえず、以上お願いいたします。

阪本しあわせ創造部副理事 相談事業ですね。障害者相談事業委託料につきましては、愛の家「みらい」のほうに委託をいたしておりまして、障がい者の方に関連する相談を24時間体制で受け入れていただいているということございまして、月に1回は役場のほうに出向いていただいているところでございます。

25年から実施をしていただいております。25年は1,386件、26年は1,036件、27年度は1,516件となっております。

それから、29年度につきましても、27年同数を見込んでおります。

それから、扶助費の共同生活援助給付費でございますが、これは障がい者の方がグループホームで集団生活をするということで、その中で日常生活への助言等を行っている事業でございます。26年には22名の方が入所されてまして、27年は25名と。28年につきましては27名入所されているという状況でございます。

指導員につきましては、施設に必要な配置がされているんですけども、世話人の方がまず1名と、指導者が日中と夜につくということになってございます。

負担額につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご報告したいと思いますので、ご了承ください。

池下高齢福祉課長 予算書81ページの生活支援ハウス運営業務委託料、生活支援ハウスの入所者数と職員数ということでお答えのほうさせていただきます。

生活支援ハウス、定員が20名で1名が緊急ステイ用、ショートステイ用として置いているんですが、月々の変動ありますが、直近のデータでは18人ご入所されております。職員ですが、見守り員として2名ということで、社会福祉法人順風会に委託をしております。

竹下しあわせ創造部副理事 障害児通所支援給付費につきましては、放課後デイサービス等のサービスを受ける場合の給付費でございます。

現在見込んでおりますのは10事業所、22名分を見込んでおりまして、自己負担金は年間2万3,000円というところでございます。

道工委員 はい。ありがとうございます。ちょっとすみません。79ページの扶助費の指導員のところがちょっと聞き取りにくかったんで、世話人1名とあと何とおっしゃったのかな。

阪本しあわせ創造部副理事 詳細ですが、今資料取りに行っておりますので、正しく後ほどご報告させていただきます。ご了承ください。

道工委員 本当にね、実際私もこうしていろいろ通所されている方のお話を聞いたりもさせていただくんですが、皆喜んでいただいています。お世話いただく方々も本当に献身的にやっておられるということについては敬服しているんです。

どれだけ行政がこういった方々に支援できるかというのは、やっぱりこういった福祉のレベルにかかわってくると思いますので、今後とも1つ力を入れてあげていただきたい。その同じ79ページの委託料のところの、これ何か24時間、1日中夜間も相談があれば受けているということの理解でいいんですか。

阪本しあわせ創造部副理事 委員ご理解いただいているとおりでございまして、24時間体制ということで、夜は電話対応等になりますが、対応いただいているという状況でございます。

道工委員 よろしく願いしておきます。ありがとうございます。終わります。

奥野委員長 負担額だけ、後ほどお教えいただくということで、ほか、どなたかございますか。田島委員。

田島委員 2、3ちょっと確認したいと思います。予算書の85ページの健康ふれあいセンター費の部分で、節11の需用費の中で、修繕料が上がっているのと、そして15の工事請負費で健康ふれあいセンターの改修工事、この2点について、まずどういう内容のものであるのか、説明を求めます。

阪本しあわせ創造部副理事 ご質問にお答えさせていただきます。

健康ふれあいセンターの修繕料につきまして、412万7,000円、こちらにつきましては、まず412万7,000円のうち12万7,000円につきましては、消防の設備の修繕に係る経費でございます。そして、あと400万につきましては、年間の修繕料を計上しております。

そして、工事請負費につきましては、こちらはプールの槽内に表示しておりますコースラインが消えたりしております、プールの練習中に衝突することがあるために、新規に表示することで安全安心に練習できるということと、それからオーバーフロー部分ですね、プールの水のオーバーフロー部分の一部がささくれたりしておりますので、その辺を塗装することでリニューアルを目的に、今回計上させていただいております。

それから申しおくれましたが、修繕費の中では、指定管理者とのリスク負担の申し合わせがありまして、10万円以内につきましては、指定管理者が修繕を行っていますが、10万円を超える部分につきましては、町が負担ということで対応することとなっております。

400万円といいますのは、過去3カ年の平均の修繕費用を見込んで計上させていただいたものでございます。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 この修繕料というのは、もう実際執行するものかと思って勘違いしておったわけですね。それだけ指定管理者としたら、やはりそういう修理も踏まえて予算を計上していると。立派な考え方と思うんですね。

昨日の委員会で、ほんまにね、ある指定管理者、ぎくしゃくして、施設の修理とか大変なあれでしたので、本日の委員会の指定管理者というのは、やはり施設を本当に十分に管理していただいているなど、かように思いますので、この修繕料の部分についてはもう理解いたしました。

そして、ちょっと角度変わるんやけども、この健康ふれあいセンター、ずっと町の施設として民間の方に維持管理をお願いして、運営していただいているんですけども、この修繕修理等々で、年間どのぐらいの町の施設の修理費が要っているか。平均で結構ですよ。きっちり数字を出せとは言いません。大体、阪本さんの頭入っている範囲内で大体このぐらいの程度は年間の維持管理は、町としてそういう公金を執行していますということを答弁できたら答弁していただきたいなど、かように思います。

なぜかというたら、町の施設があちこちにあるんです。しかし、負の遺産にはさせたくないんです、本当に。やはり住民が利用して、住民サービスに対応できる町の施設を希望しますので、余り負の施設やったら、完全に直営にしまえというような考え、私持ってますので、1つ、その年間の維持管理費、どのぐらいか一度教えてください。

阪本しあわせ創造部副理事 委員ご質問いただいております年間の修繕料ということですが、こちらにつきましては、先ほども申し上げたように、予算執行の平均が400万円ぐらいになっているということで、過去3年間ぐらいの平均取らせてもらって、400万円ということです。

ですので、昨年、一昨年、その前の3カ年につきましては、チラーという熱交換器の3カ年で計画をしていただいたりしてます、更新していただいておりますので、そういう工事は別としまして、修繕料としてはおおむね400万円ぐらいが必要かなと考えております。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 その程度の大きな施設であるにもかかわらず、その程度の年間の施設の維持管理費というのは、まあ、大事に使っていただいているなど、かように思います。昔であつたら、この施設、直営の場合、1億数千万円とかなりの大きな負の遺産でしたんや。それが今回5,900万円。6,000万円ほどのあれで運営して、本当に住民が喜んで使っているいい施設だと思います。

ただ、1点だけ、ちょっと確認したい。この指定管理者の負担、修理、保全するのに10万円と。昨日の委員会の施設は30万円と。この差というのはどんなものでしょうな。統一は、これは答弁できんか。答弁できんな。できる部長いたら、そしたら部長、頼みます。

古橋しあわせ創造部長 この指定管理におきますリスク負担の考え方は、健康ふれあいセンターの場合は1件10万円を超えるもの、10万円をベースとしてを超えるもの、超えないものでリスク負担をしております。

当初ですね、もう少し高かったんです。しかも、400万というキャップをかぶせてたということもございました。施設が経年劣化してきますと、いろんところで細かい修繕が出てきます。例えばポンプであつたり、電動弁であつたり、設備関係が多うございますので、設備が老朽化すると修繕箇所も多くなってくる。それをリスク負担として指定管理者にリスクを負

わせてしまうと、非常に運営が厳しくなるということで一定10万円という線を引かせていただいているところでございます。

今後も、今現在、日常的な維持管理に必要な修繕については400万円程度ですが、今後が、設備全体が老朽化進んでまいりますので、できるだけ延命化を図りつつ使っていきたいと思っております。年数が経つたびにそのリスクが大きくなっているというのは、これは事実だと思います。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 古橋部長ね、賢い運営してくれてる。私この予算書見たらね、やっぱりまだなおかつ老朽化して、修理もいろいろ多々起きてくると、それをそういう考えを持ってもらって、なるべく修繕、改修できないように1つ今後とも住民の大切な施設、部長を筆頭に1つ賢い運営をしていただきたいと要望しておきます。委員長、結構です。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 83ページの19の負担金の件でお聞きしたいと思っております。シルバー人材センター活動補助金とございまして、697万4,000円という予算が上がっております。

その中で、この697万4,000円に対しまして、どのような算出方法でこの金額が出たのか。特に今いろんな取扱種目も多くなってですね、非常に活発に動きがあると見受けられますが、昨年度との対比はどのような数字になっているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

もう1点、今田島委員から健康ふれあいセンターの件もございましたけれども、13の委託料の健康ふれあいセンター指定管理委託料、これは昨年度と同額でしたのか、それと同時に、田島委員が今おっしゃったように、修理費用とか含めまして、5,367万5,000円プラスどれぐらいトータル合計が今必要であろうかということをお聞きしたいと思っております。

池下高齢福祉課長 83ページのシルバー人材センター活動補助金についてお答えさせていただきます。

こちらの補助金は高齢者の生きがいづくりであるとか、健康づくりのためにシルバー人材センターの活動を補助しているんですが、28年度につきましては、国庫の基本額をベースに補助のほうさせていただきました。29年度につきましては、それにプラス国庫補助基準の中で、サポート事業といいまして、派遣事業についても補助が追加であるということで、そちらのほうの金額280万円なんですけど、そちらをプラスして今年度697万4,000円という補助額にしております。

阪本しあわせ創造部副理事 出口議員からの委託料のご質問ですけれども、健康ふれあいセンターの指定管理料5,367万5,000円につきましては、27年度から31年までの5年間分で年間5,367万5,000円ということで契約をしております。そして、事業者の修繕料は、10万円を超えている月もあると思うんですけれども、大体10万円ぐらい、年間百二、三十万円ぐらいが要っていると思っております。その修繕料につきましては、指定管理料には含まれておりません。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ということは、19のシルバー人材センターの場合には、まだこれからまたその扱い種目によっては国庫補助金の部分がまた出てくるということは、また考えられますんやね。と同時に、またこれからいろんな中で、要するにシルバー人材センターに、取扱種目とともに、取扱人数によってもこの補助金は変わってくるということですか。

池下高齢福祉課長 こちらの補助金につきましては、国の基準を用いております。国からも同額シルバー人材センターのほうに出されております。内容としましては、シルバー人材センターの規模と仕事の内容で変わってきます。年度ごとに単価も見直しされるということで、規模が多くなれば補助金も多くなるということになっております。

奥野委員長 ほかの方、どうぞ。和田委員。

和田委員 89ページの負担金、補助及び交付金のところで、地域福祉課、臨時福祉給付金って、臨時ってついているがどないなってるのかしらんけど、この地域福祉、この臨時の説明していただきたいのと、もう1点、101ページの負担金、補助及び交付金の8,900万円ですけど、施設型給付費となっているの、この2点、どういうものか、説明していただきたい。

阪本しあわせ創造部副理事 臨時福祉給付金につきましてご説明させていただきます。臨時福祉給付金につきましては、平成26年度から消費税の引き上げに伴いまして、所得の少ない方への緩和措置として実施しております。

29年度につきましても、4月28日から受け付けを開始しまして、10月末までの開始を6カ月間の受け付けを行う予定でございます。

こちらにつきましては、今回1人、1万5,000円給付する形となっております。おむね予算上4,000人を見込んでおります。給付の対象になりますのは、当初から26年度から実施している対象者と同じく非課税世帯、非課税の方が対象となっております。以上でございます。

竹下しあわせ創造部副理事 施設型給付費につきましては、平成27年度から子ども子育て支援法に基づく新制度が始まりました。その中で、その新制度に移行する保育所や幼稚園などにつきましては、一定の運営補助、運営に対して助成するというようになっておりまして、その給付費でございます。現在、教円幼稚園さんと海星幼稚園さんに施設型給付費のほうをお支払いしているところでございます。

和田委員 臨時福祉の臨時って何でつくのかな。これ普通臨時というかどうかの意味で、臨時やったらもうそのときだけの臨時と思うんやけど、何で臨時ってつくのか。

阪本しあわせ創造部副理事 和田委員さん、おっしゃるとおりでございますけども、当初これ26年度に、この年度限りということで始まりました臨時福祉給付金という名称です。それが政府の方針で、消費税の引き上げ時期が伸びたりしてまして、そして今日に至っているんですけど、その臨時福祉給付金ということをやっとそのまま名称を引き継いでいる形ですので、臨時という形が残ってしまっているということです。

また、一般の方々にも、名称をいろいろ変えますと複雑でややこしくなりますので、同じ名称を引き継いでるとご理解ください。

和田委員 名称変えたらちょっとと言ってるんですけど、ここに3点ほど臨時、臨時ってついてるんで、変えられるものやったら、これ臨時でないのではないかなと思いますので、名称変えてややこしかったら、そのまま結構です。

奥野委員長 答弁はいいですか。ほかの方。坂原委員。

坂原委員 79ページなんですが、先ほども質問出ましたけど、節20扶助費ですが、この金額について、これ昨年から見ますと5,000万円ほどアップしてるんですけど、それ以後、さまざまな給付費が増えているんだと思うんですが、この予算、今年予算が昨年よりも上がっているというのは、障がい者の方の人数が増えたということなんでしょうか。これはどうとらえたらいいんでしょうかね。説明をお願いします。

阪本しあわせ創造部副理事 障害者共同生活援助給付費の昨年と比較してということをおっしゃっていただいています。昨年予算から比較しますと3.8%増となっております。要因といたしますのは、人員が増加傾向にあるというところがあります。

28年度は27名居住されておりますので、昨年度に比べても増加しているというふうに考えております。

扶助費全体。すみません。失礼しました。グループホームを一例にとらせていただいたんですけども、扶助費全体としまして、障害福祉サービス等ですね、利用される方の増加というのがまず大きくあるかと思えます。

現在ですね、障害福祉サービス等受けられる場合に、相談支援員という方がございまして、その方が障がい者の方々の計画ですね、サービスを受けたりする場合の計画相談を受けてます。そして、計画を立てられて、その方々に合ったサービスを提供できるようにアドバイス等されているところでございます。

最近、そういった事業所等も増えてまいりましたので、サービスを受給される方がいろいろと増えてまいりましたので、例えば移動支援とか、外に出る機会が増えて、そのサービスの時間等が増えることによって予算額も上がったといったこともございます。

一般的に、サービス料の増加に伴う予算増というようなことを考えております。

坂原委員 利用者が増えたということなんですけど、その利用者が増えたというのは、今までよりも障がい者の方が利用するサービスが増えたということでしょうか。

阪本しあわせ創造部副理事 このサービスを受けるときに、先ほど来ちょっと触れてますけども、計画相談員さんという方がおられまして、その方に合った計画を立てていかれるわけですけども、今までですね、そういった計画相談員さんに計画を立ててもらわずにサービスを受けてたケースもございます。

最近では、事業者数もふえまして、計画相談事業者からのサービス提供の相談を行っておる関係で、皆さんどういったサービスがあるということがよりわかってきて、どんなサービスが

使えるかというのがより詳しく教えていただいているのかなというふうに考えております。そういう関係で、サービスの利用頻度等が上がってきているのかなと思っております。

坂原委員 計画相談員に相談して、そのサービスがいろいろ詳しくわかってきたので利用全てが増えてきたということですね。そのサービスの種類というか、その数というか、それは変わらないのでしょうか。

阪本しあわせ創造部副理事 この中で、新規でいきますと、訪問入浴サービス事業の給付というのが、今年29年度からスタートいたします。重度の障害の方で、自力または家族の介護者の介助がなしでは入浴できない重度の障がい者の方々に入浴サービスを提供するというので、29年度から実施する事業が新たに付け加えられております。

奥野委員長 田島委員、どうぞ。

田島委員 私のほうから2点確認します。予算書93ページの節11の需用費と節13の委託料、この2点ちょっと確認したいと思います。

需用費の中で賄い材料費、これは1,574万9,000円、これは保育所の給食の部分と思うんですが、食材について、ちょっと確認したいんですけど、やっぱり小さな子どもは安心安全な賄い材料を提供していただきたい。

なぜかといいますと、やはり生産地がわからないものとか、消毒をしたのかされていないのか、それをやっぱり、調理場としたらチェックはしなければならないと思うんですわ。

なぜかという、子どもというのは、どんなアレルギーを持ってるかわからない。実は私過日、ある食べ物でアレルギーで日赤まで運ばれて、そして点滴打って帰ってきたんですけども、私自身もこのアレルギーはなくなっていると思ってたんですけども、体力が落ちているときには、免疫が落ちてるときというのは、そういうアレルギーが出てしまうんですね。ちょっと呼吸が乱れて、やっぱり怖いなど、アレルギー持ってる方、ソバにしても何にしてもね。

ということで、こういう賄い材料を調達している担当のほうほどの程度生産地、そして賄い材料の消毒とかそういうのはどの方法でチェックされて調理されて提供しているか。また、そういうアレルギーを保持している子ども、していない子ども、そういうような把握をされているのか、まず、この需用費でご説明願いたいと思います。

奥野委員長 竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 賄い材料費につきましては、おっしゃるとおり、保育所こぐま園等で食する給食の賄い材料でございます。賄い材料の調達につきましては、商工会さんとかと契約しまして、そちらのほうから指定のところから入れているというところで、チェックなんですけども、これ毎日朝、検品をしております。混ざり物がないとか、汚れがないとか、古くないとか、そういうことは随時調理師のほうでチェックしております。

また、アレルギーにつきましても、入所前に保護者と栄養士と看護師、保育士が入ってですね、それぞれお話を聞いたり、ご希望を聞いたりしてですね、アレルギーの対応を十分に個々にできるような形で今進めております。

田島委員 わかりました。今の説明で一応安心しました。ということで、野菜であったら何でもいいわというのをやってないかというのは、そんなことすることないと思うけども、やっぱりこの場で確認しとかんと、やっぱりね、お互いに責任がありますので、わかりました。また今後とも1つ、アレルギー対策のほうも気をつけて、小さい子どもですので、体はね、あと表現ようしませんので、1つよろしくお願ひしたいと思います。

最後、節13の委託料の部分で、これは深日の旧深日保育所の部分ですけども、ここは昔ながら村の中にあった狭小道路で狭くて、そして今回撤去するにしても、やっぱり作業車が入らない。本当にね、経費のかかるころと思います。

そんなんで、この今設計委託料ですけども、トータル、更地にするのに平米数どのぐらいの単価が要るのかと。これはもう十分わかってます。工事用車両入らんなら、結構その撤去費が要るということは、もう十分承知の上で聞いているわけです。

そして、最後にこの跡地というのは、町有地であるのか、借地であるのか。この部分についてもお尋ねしたいのと、そして跡地利用について、やはり地元の方の要望等々を反映していただきたい。

なぜかという、やっぱり長年その保育所でいろいろご迷惑かけていたということもありますので、今度は保育所を撤去する場合は、やはりこの跡地を地元隣接の自治区の方の利用要望をお聞きして、そして事業計画を打っていただきたいなど、かように思いますので、このご答弁をお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事 まず、旧深日保育所解体撤去工事の実施設計の業務委託料300万円なんですけども、まずですね、面積的には、施設のほうですね、これが899.73平米ございます。上の部分だけではなくに、地下にも埋設物がございます。その辺の撤去も含まれた見積もりというところがございます。

それから、一応、底地は町有地でございます。それと地元との意見を聞いて跡地利用ということでございます。

まずですね、今回の撤去の実施設計を出させていただきましたのは、やはり防犯的な面とかですね、安全性の面とかですね、その辺からやはり早いこと撤去したほうがいだろうというところで、撤去の実施設計をするものでございます。

それと、あと実施設計、ここの実施設計というのは、前提として、大型車両で大型のクラッシャーなりが入れるような形にしての実施設計、見積もりを取るところになります。

したがいまして、工事をするときには、そういう借地の費用ですとか、復旧工事やとか、その辺も必要になってこようかと思っております。

それから、地元の方には、深日の自治区の代表の方等とお話もさせていただきました、意見もいただきました。けれども、今のところ、特にこうしてほしいという意見はないんですが、撤去後も引き続いて意見をくださいということで投げかけておりますし、十分地元の意見を、それからこれまでもあった、子どもの遊び場ですとかそういう面も含めて今後検討していき

たいと思っております。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 跡地というのは大切なもので、やっぱり地元のほうに意見を聞いても遠慮する方が多くて、
よう言わなんだという方もおりますので、そういう方に対しては代案をね、こういうものをこ
この地域やったらいいと思いますけどもって何点か提案していただいて、やっぱり跡地利用が
うまくいくように、ひとつ担当課で努力してほしいなど、これもう要望しておきますので、お
願いしておきます。結構です。

奥野委員長 今、民生費の質疑の途中なんですけれども、皆さんにお諮りしたいと思いますが、ここで
一度暫時休憩したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 では、再開は13時からお願いいたします。

(午後 0時01分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

奥野委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

阪本しあわせ創造部副理事のほうから答弁お願いいたします。

阪本しあわせ創造部副理事 午前中、道工委員からご質問あったグループホームのスタッフの配置数と
いうことをお尋ねされてたと思いますので、お答えします。

まず、グループホームにつきましては、常勤の管理者が1名、そして従業員として常勤の
世話人、そして生活支援員、こちらにつきましては、グループホームに在住する障害の区分に
応じて人員を配置する基準となっております、そのグループホームの障害支援区分の対象者
によって人数が増減します。そしてサービス管理者が30名以下で1名、そして31名以上は
複数のサービス管理者を配置するというので、グループホームの形状というんですか、大き
さによって、世話人、生活支援員の数が若干変わるところがありますけれども、そういった決
められた指定の基準の中で配置スタッフを置いているというふうに聞いております。

そして、利用料金につきましては、上限額ですけれども、3万7,200円と食費、光熱
費等は別途必要になりますけれども、そういった金額が必要になってまいります。現在のとこ
ろ家賃に当たる費用につきましては、非課税の方が大半でありますので、徴収してないとい
うことを聞き及んでいます。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかの方どうぞ。

出口委員。

出口委員 午前中の田島委員の旧深日保育所の関連でちょっと質問させていただきます。

実は、この旧深日保育所は、向出北・南、兵庫、門前という形の中で災害の避難場所にな
っております。それで昨年、月日はちょっとはつきり覚えてないんですけども、深日の区長会
の会長、川端氏と、兵庫の西野区長、中出の米澤区長3名がその要望に際し、行政のほうから

中田危機管理監、川端課長、そして竹下副理事が3階のこのところで、もしその旧保育所を解体した場合には、どこにその避難所をつくってくれるんだということでご相談に上がったことは竹下副理事も覚えてますわな。

そういう中で、今行政の田島委員の質問内容を聞かせてもらって、そういうことが一切出てこなかったと同時に、そういう要望もありながらこういう回答の中であつたら、今までの昨年度がそうやって川端会長初め西野区長、米澤区長が要望、陳情に上がった中でも、それは一つも行政側としては考えてないのかなと私は今感じましたので、その辺はどういうように今後取り組んでいくのか。いつ災害が起こるかわかりません。特に東南海地震があつた場合には、津波が来た場合、非常にその4地区の住民の方々も高齢者ばかりです。その辺をどういう対応をなされるのか。これはこの場で言っているのかどうかかわからないけども、そういう話があつたので、ちょっと返答を聞かせてもらいたいと思います。

奥野委員長 答弁はどなたが。

竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 先ほど田島委員の質問の中で、深日自治区の区長さんなりとお話をさせていただいた中で特にこれやというご意見はいただけなかったというのは、すみません、誤解を招いた答弁やったかもしれませんけども、昨年、区長会のほうに出向かせていただきまして、そのお話も聞いたときに、先ほど出口委員さんが言われたような避難対策についてどうすんねんというようなお話がありました。今年に入ってから、跡地利用についての意見交換会というのを川端区長さんと深日区長会の役員さんと役場へ来ていただきまして、お話しさせていただきました。そのときに特にこうしてくれよというようなちょっとご意見はなかったので、それであれば区長会さんにもう1回持って帰ってもらって検討してみてくださいませんかということで終わってますので、そのことを指して特にご意見はなかったというふうにお答えさせていただきましたので、ちょっと誤解を招いたらすみませんでした。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 昨年その三方とこちらへ上がったときに、兵庫の西野区長からも至急にその解体した後は、そこに避難場所をつくってくれということもちゃんと要望がありましたわね。それももう一人誰かおられたのかわからんけども、ちょっと記憶に3人しか残ってないんだけども、その辺も含めてね、多分実は私もこの前、川端区長とも話をしました。そしたら、町長が区長会へ見えていただいて、そのときにも今後のことは考えてますという返答をされたように聞いております。私はその場におらなかったのかわかりませんが。

だから、やはり私の言いたいことは、一番大事なことは、災害がいつ起こるかわからないという中で、一番先に住民の安全確保を考えるのが行政ではないかと思うので、その辺をしっかりと、今後これ、旧深日の保育所を解体するのであつたら、その辺の後のことをしっかりと考えていただいてやってもらいたいと要望いたします。

奥野委員長 田代町長。

田代町長 これについては今、出口委員のおっしゃるように昨年区長会とも一緒させていただいて、いろんないわば旧の保育所の跡地をどうするのかということで、行政としては、できるだけ深日地域には、村中にはこれといった公園もなければ広場もない、子どもたちがどうも遠くへ遊びに行ってるということを聞いて、いわば交通事故とかそういったいろんな問題で事故が起きないかという心配をしておるといふ声も聞いてました。

実際調べてみますと、確かにこれといって大勢で遊ぶような公園もないし、できればあそこを多目的広場にしたいという意向を私はその場でお伝えしました。それで、今おっしゃるような避難所が今まで使ってたのにそれがなくなると、それについての代替はどうするんやという意見も危機管理を交えて話もあったんですけども、現在、あそこは隣に集会所がございますね、その集会所を使っていくという方向で話は進めているというふうに私は報告を聞いてます。できれば今の場所は、先ほど竹下のほうから説明あったとおり、工事をやるにしても道路が狭いということで、将来的に救急とかいろんな搬送ができないということで、道路の拡幅も含めて新たな道路をつけるのか、工事用現場をそのまま道路にするのかという検討も担当のほうで十分検討させていただいています。

できるだけ深日の地域住民の意見を十分聞いた上で私は判断をしたいとこのように思います。今は先ほど担当のほうから説明あったように、意見のキャッチボールをしながら、今はあのまま置いておくことはどうも危険だということで、撤去しようということで、国の補助に乗っかるかどうかわかりませんが、乗っかるのがどうも来年ぐらい、30年度で終わると聞いてますので、この29年度にやっちゃわないと、補助金がなくて町単独でやらないかんというような状況が出てきた場合、それも計画を立てて何をするかということで国の採択を得たいと、このように思って担当のほうではそういった努力をしてるんじゃないかなと思ってます。

避難所の問題についても十分、じゃあ今の近隣にある集会所でいけるのかどうか、そういったことも工事に当たっては検討したいなと思ってます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 今回の町長の回答でよく理解できますけども……

田代町長 ちょっとすみません、訂正、老人憩いの家です。すみません。

出口委員 実はその旧深日保育所の隣には老人憩いの家がございます。そのときにも中田危機管理監から、実は旧保育所を解体した場合には、その老人憩いの家を避難場所に使いますという話が出たんです。そのとき私ね、中田危機管理監に言ったことは、向出北・南、兵庫、門前、そこの住民の人口を把握してるのかと、老人憩いの家に何人入れるんやということで、実際に老人憩いの家というのは、ちょうどどうですか、この時計の間から、これぐらいの広さですわ。そこへ4地区の住民さんが実際に入れるものかどうか。と同時に、トイレとか炊き出しとかそういうこともできないであろうということを私、一番最初にそれを中田危機管理監に説明しました。それで、あんたちゃんとそこまで把握して物言ってるんかということも言いました。竹下副理事、聞いてましたな、そういうことをね。

その辺をね、そこではとても老人憩いの家ではとても避難場所になりませんわ。だから、その辺も検討してください。それはまた要望で結構ですので、一応そういうことも考えていただきたいと思います。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 予算書の83ページ、国民年金費にかかわってお尋ねをいたします。

節13委託料として国民年金システム改修委託料とありますが、これはどういったシステム改修、内容になるのか、お聞きしたいと思います。

それから、大阪府が実施している福祉4医療の費目が82ページから85ページにわたって書かれておりまして、この福祉4医療については大阪府のほうで制度内容を改定するという計画になっております。まだ確定ではありませんけれども、現時点での制度内容の改定の方向性についてお聞きをしておきたいということと、それから改定による影響を受ける人数についても確認させていただきます。お願いします。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 国民年金システム改修委託料についてご説明させていただきます。

これにつきましては、現在使用しております住民情報システムの中の国民年金に関するシステムですが、これにつきましては、事務の円滑化、効率化を図るために日本年金機構のほうで各種申請様式について統一し、電子媒体でやりとりをできるようにシステム改修を行うということで、今回予算計上しております。

なお、これにつきましては、国民年金の事務費負担金で補填がございます。

奥野委員長 阪本しあわせ創造部副理事。

阪本しあわせ創造部副理事 中原委員から福祉医療制度の改正の内容等についてのご質問にお答えさせていただきます。

福祉医療助成制度につきましては、老人、障がい者、ひとり親家庭、乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくする環境をつくることにより健康の保持・増進を図ることを目的として、医療費の自己負担の一部助成を行う府の2分の1補助制度で、現在大阪府が設置する研究会において検討が進められている段階でございます。

主な改正は、老人医療と障害者医療を整理統合し、名称を重度障害者医療とし、対象者の範囲や給付の範囲については、福祉医療の趣旨を踏まえ見直しを行うものであります。

大阪府は実施時期につきまして検討段階ではありますが、おおむね平成30年4月からの予定で進めております。

対象範囲の見直し等についてのご質問もあったかと思いますが、見直しの背景には、福祉医療費は高齢化の進展や医療の高度化などにより増加しておりまして、府・市町村ともに厳しい財政状況の中、対象者の拡大が求められていることから、真に必要な人への選択・集中し、持続可能な制度に見直していくものでございます。

今まで対象でなかった重度の障がい者の方と重度の難病患者が新たに追加をされまして、

対象外となるのは老人医療の軽度の難病の方、精神通院医療、結核患者の方など、ただし経過措置が設けられる予定で検討されております。

それと、自己負担額につきましては、現在1医療機関1日500円、月2回まで2,500円の負担上限となっておりますけれども、この負担額の見直しがなされる予定ですが、詳細につきましては、なお検討段階となっております。

移行されたときの変化が生じるのではということもございますけれども、まず現在の対象者ですけれども、現在の障害者医療の対象は164名です。内訳としまして、身体障害者手帳1級及び2級所持者85名、重度知的障がい者64名、中度知的障がい者で身体障害者手帳保持者15名、障害医療では64歳以上の方が対象となります。

次に、65歳以上の障がい者は老人医療の対象となり、現行では343人です。内訳は、身体障害者手帳1級及び2級所持者、重度知的障がい者、中度知的障がい者で身体障害者手帳保持者、65歳以上の障がい者は238名です。また、精神通院医療対象者40名、難病患者63名、結核患者2人を加えて、現在老人医療の対象は343名となっております。

障害者医療と老人医療を合計すると、現在507名が対象となります。

次に、改正後の対象範囲と見込まれる人数ですけれども、64歳以下、65歳以上と年齢で区別せずに、重度障害者医療となる予定です。新たに精神障害者手帳1級保持者と重度難病患者が対象範囲に拡大される予定であります。

該当人数については現在の人数で精神対象者は9名です。重度難病患者につきましては、現在町としては把握できておりません。

現在の老人医療対象の精神通院、難病患者の軽度の方や結核患者は対象外となる予定ですが、経過措置等詳細につきましては、検討段階となっております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 福祉4医療についてもうちちょっとお聞かせをいただきたいんですが、現在老人医療の対象になっている方の数は343人ということでよかったのでしょうか。そのようですね。なるほど。

ちょっとまだ制度上変更があるかもしれないわけですが、やはり一つ一番大きな影響として考えられるのが、病院に通ったときの自己負担が増えるという問題じゃないかなと思うんです。

これについて余りご説明になりませんでしたけれども、今の制度から窓口負担、病院で払うお金や薬局で払うお金がどのように改定されようとしているのか。現時点で構いませんよ、現時点で大阪府はどのように変えようとしているのか、もしご存じでしたらお聞きしておきたいと思います。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 現在大阪府が検討されている内容についてご説明させていただきます。

まず、ひとり親家庭医療と乳幼児医療については引き続き現行どおりということで検討されています。

なお、老人医療と障害者医療一本になりまして、重度障害者医療となりました場合ですが、一医療機関当たり入院・外来1日につき1回500円は現行どおり、今、月2回を限度としていますが、この限度をなくすと。あと、1カ月当たり2,500円が限度になっておりますが、この限度額を3,000円に引き上げる。あと、院外調剤につきましては、現在負担はございませんが、制度施行後、一医療機関扱いとして500円1回ご負担いただくと考えていると聞いております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 今お示しいただいたとおり、この福祉4医療の中で、ひとり親と乳幼児については現状を維持するということがあわせてお答えをいただきました。

もともとの大阪府の考えは、ひとり親医療や乳幼児医療についても負担を増やすという形で考えていたわけですが、大きな批判を受けまして、これについては見送ったというところなんです。

それで今、老人医療の対象になっている方がどうなるかということについて整理をしてお聞かせをいただきました。

病院の窓口へ行ったら1回500円、2回目も500円、上限ですね、3回目からは無料です。今は、それが3回目からも有料になる、窓口負担が増えるわけですね。それから、1カ月の複数医療機関での窓口で支払う保険料の金額も、上限が2,500円から3,000円に引き上げられる、上限が引き上げられる、これは負担が増えることにつながるわけですね。それから、院外薬局の支払いも今はありませんが、1回500円という新たな負担が課せられるというのが現時点での老人医療分野における私は改悪だと思っております。

それで、このことに対して、岬町は高齢化率も高いわけですから、やはりお困りになる方がたくさん出てくるんじゃないかなと思うんですね。受診の抑制だとか、自覚症状があるけれど、病院に行くのをためらうというような人が増えるようなことだって考えられますから、そういうことに対して岬町として、やはり大阪府にこの制度改定、大阪府が考えているような方向での改定をされたら岬町の老人医療の対象になる方々が困るんだということでぜひ主張していただきたいなと思うんですけれど、その点についてはいかがでしょうか。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 先ほど担当のほうからご説明をさせていただいています福祉医療制度につきましては、この制度の再構築をするに当たっては、まず一つは制度の持続可能性の確保の観点というのが一つございます。それと、対象者の範囲を必要な方へ選択・集中をすること、それと受益者負担の適正化と、この三つに大きく区分をされておまして、制度の持続可能性の確保をしていくということが非常に重要でございまして、財源の問題にはなってくるかとは思いますが、一定の財源が必要となってまいりますので、あくまでもこの制度を持続をさせていきたいというところから、この制度の再構築というのが始まったというふうに考えております。

このことから、まだこれは正式に先ほどの自己負担金も含めて決まったわけでもございませんし、いつから実施すると、本来でしたら、今年の11月というような新聞報道もございましたが、一定時期についても延期をしているということもございます。このことから、研究会のほうで自己負担も含めて、これから研究・検討を深めていくというふうに考えておりますので、その動向について注視をしてまいりたいと考えております。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 見てるだけじゃだめだと思いますよ。注視っておっしゃいますけど、やっぱり岬町として、うちの意思表示を示すべきだと思いますよ。

それでね、何というか、制度の持続可能性の確保だとか、真に必要な人への支給とか、選択と集中とか、こういった言葉はよく使われますよね。その結果、何が起こるかという、住民負担が増やされる、サービスがカットされる、もう既定路線なんですよ、この言葉というのはね。おわかりだと思いますよ。

それで、これは府がやることだから、町としてはなかなか意見は言えたとしても決めるのは府やという部分はもちろんあるんですけど、さっき言ってたでしょう、財源の問題がとかおっしゃいますけどね、そしたら大阪府、何やってんのといったら、リニアとかカジノだとかそんなところにお金使うんだったら、こっちにお金ちゃんと出しなっていうそういう、それは口に出さなくてもいいですけど、そういう気持ちで、やっぱりこの岬町のご高齢の方々の暮らしを守るために頑張ってもらいたいと思うんですけどね。

意見を言うつもりはありませんか。もう一度お尋ねします。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

先ほどの制度の持続可能性の確保ということでございまして、これはすなわち制度を持続するためには一定の財源が必要ということで申し上げさせていただきました。それに見合ったというか、受益者負担についても適正化に向けて見直すというのが、この制度の再構築の大きな趣旨でございます。

それにつきましては、委員おっしゃるように、受益者負担が少なければ少ないほどいいという部分は当然あるかとは思いますが、先ほどから何回も申し上げてますように、制度の持続性というところも考慮していく必要は一定あるかなと考えておりますので、先ほどと同じ答えになると思いますけども、その動き……（「同じ答えならいいですよ」の声あり）

注視をさせていただきたいと思います。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 予算書の91ページ、児童福祉費の中で目2児童福祉施設費の節7賃金についてお尋ねをいたします。

本会議場で、私はうっかり大綱的質疑の中でこのことを話してしまいまして、改めてこの委員会でお尋ねをしたいと思います。

保育士の臨時職員賃金の問題であります。

本会議の場で確認させていただいたのは、2008年10月が一番最近の時給の改定期間であると、そのときに定めた時給は1,020円ですと、それが現在も続いているということを確認させていただきました。引き上げが必要だと思いますけれども、町としてはどのようにお考えになるか、お答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、予算書の97ページ、放課後児童健全育成費の節7賃金についてもお尋ねをしたいと思います。

この予算は、いわゆる学童保育の指導員の臨時職員賃金ということだと思いますけれども、現在940円とお聞きしております。これについても引き上げる必要があるのではないかと思いますけれども、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

奥野委員長 竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 まず、保育士の賃金のことなんですが、保育士につきましては、かなり肉体的にも精神的にもハードな仕事でございます。私どもも近隣の市町村、大阪府下の市町村の賃金なりを調べさせていただきまして、岬町は低いということになってます。全国的に保育士の確保が課題になってる中、担当課としましては、人事担当のほうにその旨、賃上げのほうの要望をしております。

また、学童保育の指導員でございますが、これも放課後の小学生を保育するというので、これもかなりハードな業務でございます。これにつきましても、ほかの例えば資格が必要な業種と比較しても低いと、保育士も含めて低いなと感じております。

ただ、賃金の枠だけじゃなしに、財政全般についての調整が必要でございますので、賃金のアップ等については人事担当のほうに要望し、人事担当に委ねているという状況でございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 委員長にお願いなんですけど、今の答弁で人事担当にと言っていて人事担当者がちょうど手を振ってあそこにおりますので、人事のことという所管外になるかわかりませんが、ぜひこの機会にお答えいただきたいと思うんですけど、お願いできますでしょうか。

奥野委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 保育士の臨時職員につきましては、先ほど委員ご指摘のとおり1,020円、また学童保育につきましては940円、指導員については940円というような状況になっております。

保育士につきましては、淡輪保育所のほうで今回クラスの増加等で3名、また多奈川保育所ではゼロ歳児の受け入れ等で1名、こぐま園の児童数が1名増えることによって保育士1名ということで、増員をしているところでございます。

まず最初に増員を確保するというのが第一義的でございます。また交通費の改定等も行っておりまして、今回そのようなことの要素を入れながら、1,020円という形を継続さ

せていただくこととなったという形でご理解いただきたいと思います。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 学童保育の指導員についても、増員がどうかは関係ないかもしれませんが、同じような考え方でしょうか。

奥野委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 全体的に政策的に拡充すべきものを優先するような形で、またほかの職種についても、これは10月に最低賃金の改定というのがございますので、それに合わせた改定をしているところでございまして、この一定1,000円、940円というところは、その中で優先的な要素を踏まえた中で判断させていただいたということでございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 保育士の来年度の増員についてもあわせて今お答えをいただきましたけれども、新たに雇うときにも、この時給ではかなり来てもらうのに困難なんじゃないかなと思うような金額です。

隣の阪南市と和歌山市に問い合わせをしましたけれども、阪南市も和歌山市も月給制をとっておりますので、両方とも時給換算ということになりますが、阪南市ではおよそ1,200円、和歌山市ではおよそ1,100円をちょっと上回るぐらいですかね、そんな実態なんですね。やっぱりあと100円、200円の引き上げをして初めて近隣と同水準になるということかなと思います。

それで、今竹下課長のほうからもお話あった保育士不足の問題ですとか、あと保育士という専門職としての仕事の大変さもありますし、これは社会問題になってきているわけですね。岬町は幸いにして待機児童がありませんけれども、本当にほかの待機児童があるところは、保育士の確保そのものに物すごく苦勞をしているわけなんですよ。

それで、今子どもたちの毎日の暮らしや健全な成長のために保育士や学童保育の指導員の皆さんは頑張っていただいているわけですから、やはりその苦勞に報いるということも大切でしょうし、また働きがいや意欲の向上につながる問題ですから、そういうプラスの循環を生んでいくということにつながると思うんですね、時給のプラス改定というのは。ですから、これはできるだけ早く具体的な検討の段階に移していただく必要があるんじゃないかと思います。

この時給の値上げについて町長にお考えをお尋ねしておきたいと思いますが、私、今、必要性については私の考えを述べさせていただきましたが、町長としてはどのようにお考えになりますか。

奥野委員長 田代町長。

田代町長 賃金等については、できるだけ大阪府の最低賃金、府内ですね、それに基づいて、先ほど人事担当の説明があったように引き上げをしております。

ただ、近隣、大阪府内の自治体と比較してということがよく出るわけなんですけども、やはりどうしても岬町は財政的に非常に厳しい状況の中で、住民にかなりの負担をかけておるといふことがありますので、できるだけ引き上げについては近隣の状況を見ながらやっていますけ

れども、一定の同じレベルで上げていくというのは非常に難しいかな、このように思っています。

できるだけそういった保育士の不足によって現場のほうに苦勞しているということは聞いております。そういったものも今後改善策を考えながら、臨時職員等の対応とかそういったことも含めて、今後、もちろん賃金もそうですけども、十分配慮しながら検討してまいりたいとこのように思っています。

奥野委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 端的にお聞きをしますが、町長は保育士や学童保育の指導員の賃金の必要性は感じられますか。

奥野委員長 田代町長。

田代町長 必要性は十分必要だと思っっています。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 必要性をお感じいただいているようなので、感じないと言われたらどうしようかなと思いましたが、お感じであるならば、それを形にするべく努力をしていただきたいと要望しておきたいと思っっています。

奥野委員長 以上ですか。もうありませんか、ありますか。

中原委員 ありますけど、いいですか。

奥野委員長 どうぞ言っってください。

中原委員 すみません。

予算書99ページの子育て支援センター費にかかわって、1点要望のみしておきたいと思っっています。

節11の需用費のところは修繕料とありまして、どこか具体的に予定されているのかどうか、ちょっとわかりませんが、支援センターの職員の部屋からこぐま園に通じる扉が非常に状態が悪くなっておりますので、もしも修繕の項目対象にされていないようでしたら、ぜひ修繕の対象として早く修繕されるようにと求めておきたいと思っっています。要望でこれほどめたいと思っっています。

それから、103ページの一番上に出産前後ヘルパー派遣委託料という項目が設けられて……

奥野委員長 中原委員、まだ、衛生費ではないです。

中原委員 失礼いたしました。

では、ここの項目は終わりです。

奥野委員長 終わりですか。

ほかの方どうぞ。

松尾副委員長。

松尾副委員長 では、ほかの方が終わられたみたいで、私から何点か質問させていただきたいと思っ

す。

ページ81の一番上から2番目、障害者就労移行支援給付費のことでお尋ねしたいんですけども、昨年度と今年度のこの就労移行に関して利用された方の数と、実際に就労された方、結果が出た方の数をお聞かせいただきたいなと思います。

それと、障害者就労継続支援A型と、そのもっと下にあるB型についても、今何人利用されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

奥野委員長 阪本しあわせ創造部副理事。

阪本しあわせ創造部副理事 松尾委員からご質問の就労移行支援給付費の件でございます。

昨年につきましては、一般企業への就労を希望する障がい者の方に一定期間の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う支援のための給付ですけれども、27年度は9名おられて、28年度は7名となっております。そして、就労移行には繋がっていないと聞いております。

一方で、障害者就労継続支援A型並びに就労者継続支援B型につきましてのご質問ですけれども、A型につきましては、通常事業所で働くことが困難な障がい者の方、就労の機会や生産の機会を提供しまして、最低賃金ですかね、雇用契約を結んで就労可能な方を対象とする給付なんですけれども、こちらにつきましては、27年度は5名、28年度は同じく5名見込んでおります。金額は若干上がってるんですけれども、利用日数が増えているということでの増加でございます。

B型につきましては、通常事業所で働くことが困難な障がい者の方への通所でございますが、B型は非雇用型で就労が困難な方を中心となっておりますので、27年度につきましては52名おられまして、28年度については60名近くとなっております。来年度は60名を超えるというように見込んでおります。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 就労移行で結果はまだ一般企業のところに就労できていないという現状ですね。今後そのところにちょっと期待したいなと私は個人的に思ってますので、ぜひともそういうところに伸ばしていけるように、また周知できるというか、そういう場があるよというところの周知をお願いしたいなというところにとどめておきたいと思います。

次に、83ページの節19負担金、補助及び交付金の防犯対策強化事業補助金というのが出てます。これは多分今年度はなかったのかなと認識してるんですけども、これはどういった事業をされるのかということをお聞きしたいのと、あとその中のシルバー人材センター活動補助金で今年度よりも大分額が上がっております。先ほど額の内容は聞きましたけれども、その中で例えばどういうところに主に補助金をどう使われているのかなというのと、あと、シルバー人材センターで登録されている方が昨年度と比べてどれぐらい増加しているのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 まず初めに、防犯対策強化事業補助金 88万4,000円についてでございますが、今年でしたか、介護施設に不審者が入ったとかそういった事情がございまして、国の10分の10の補助で必要な防犯施設が整っていない介護施設に対して補助を行うという趣旨で募集がございました。町内の事業所にその案件を申し伝えまして、1事業所からそういったもの、具体的にはカメラつきインターホン等防犯対策に努めたいということでありましたので、こちらの予算を計上させていただいております。こちらは事業主が半分負担ですので、事業費の半分、88万4,000円を町から補助するというようにしております。

続きまして、シルバー人材センター活動補助金ですが、先に会員数のほうを申し上げます。

25年の当初は42名でございまして、平成27年3月で115名、平成28年3月末で134名、現在大体150名と聞いております。人数のほうは増えております。

あと、補助金が増えた内容の使途の内容なんですが、今年度からサポート事業、派遣事業についての補助もさせていただくということで、シルバー人材センターから民間の企業あるいは介護施設等に人を派遣する、それについての管理費用、消耗品とか備品、あと賃金、そういうのに充てると聞いております。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 シルバー人材センターの活動についてはよくわかりました。

防犯対策強化事業補助金ですけれども、どこかで聞いたかもしれません、もう一度確認したいんですけども、町内でどれぐらいの事業者が手を挙げられているのか、わかりますでしょうか。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 1事業所でございます。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 今度、ページの85の13ですね、委託料の中の地域福祉課の健康ふれあいセンター指定管理委託料ですね、こちらで現在の利用者推移といいますか、昨年度、今年度というところの数というのをお知らせいただきたいのと、あと、中でいろいろ民間でされてる教室というのも結構あるのかなと思うんですけども、そういった教室の数ってどんなことをされてて、どれぐらいあるのかなというのがもしわかれば、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

奥野委員長 阪本しあわせ創造部副理事。

阪本しあわせ創造部副理事 すみません、ちょっとお待ちください。

奥野委員長 ほかの方はもうないですね。

阪本しあわせ創造部副理事 大丈夫です。お待たせしました。

現在ピアツツァ5の利用状況ということでご質問いただいております。

昨年の27年のプールとお風呂の利用状況をご紹介させていただきますと、プールの場合、2万2,735名、そしてお風呂については4万7,601名でした。その前の26年度と比較しまして、プールにつきましては、1,113名が減少しておりました。お風呂につきまし

ては、1名のプラスとなっております。

28年度の利用状況ですけれども、1月末現在までの利用状況を拾ってみました。そうしましたら、前年度と比べましてプールで2,675名の増、お風呂で2,688名の増となっております。現時点でお風呂もプールも2,600強名が利用者数増となっております。

この要因は何かといろいろ考えたりしてるんですけれども、一つはお風呂につきましては、一昨年前の10月からお風呂の時間を3時から1時まで2時間早目の営業を開始しましたもので、その辺の影響も出てると思われます。プールにつきましても、10時半ぐらいからの教室を開催させていただいたりしておりますので、バスにも割と利便のいいようにプログラムを組んで、教室の時間を設定していただけたのかなと、それが功を奏しているのかなというふうに推測しているところでございます。

そして、いろんな教室なんですけれども、子ども教室やワンコイン教室とか、いろいろニーズにお応えできるような形で短期間の教室を設定したり、幅広くいろんな教室に参加していただけるような形で指定管理者のほうに努力いただいていると思いますので、今後も町と連携しながら、利用者のより快く利用していただけるような施設にしていきたいと考えております。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 先ほどで利用者増ということで、すごく喜ばしいことかなと思ってます。何も大きなことではなくて、乗り継ぎを利便性を高めたりとか、あと民間で行う教室をもっともったいいような内容というところの周知でこれだけ増えてるのかなと思いますので、もっと町としても事業者との協議でもっと利用できるような方法を考えていただきたいと、引き続きよろしく願いしたいと思います。

次は、ページの91の節2賃金ですね、先ほど中原委員からもありましたことですが、今保育所、町内にありますけれども、その人数を教えてくださいなんです。直近でいいですけども、お願いできますか。いろいろあると思いますけれども、場所はいろいろありますけども、それぞれ教えてくださいと思います。

奥野委員長 竹下しあわせ創造部副理事。

竹下しあわせ創造部副理事 今のご質問は児童の数ということでよろしいでしょうか。

松尾副委員長 児童と保育士の数もお願いします。

竹下しあわせ創造部副理事 そしたら、3月1日現在での数字を報告いたします。

淡輪保育所、これ全てゼロ歳児から5歳児の合算でよろしいですか。

淡輪保育所105人、深日保育所32人、多奈川保育所14人、合計151人の子どもを保育しております。

それからあと、職員ですが、正職員と臨時職員等の区分というのは。

松尾副委員長 それも区分で教えてもらえません。

竹下しあわせ創造部副理事 はい、わかりました。

そしたらですね、これも各保育所別に伝えさせていただきます。

まず、正保育士が淡輪保育所が9名、それから、臨時保育士が17名、それから、任期付職員が1名、保育士だけでよろしいでしょうか。あと看護師とか用務員とか調理師がござい
ますが。

松尾副委員長 それはいいですかね。

竹下しあわせ創造部副理事 保育士でよろしいですか。

次に、深日保育所が正保育士が5人、臨時保育士が8人、多奈川保育所が正保育士が4人、
臨時保育士が2人でございます。ただ、いずれも臨時保育士の中には、早朝、土曜日の保育、
それらも含んだ数でございます。

松尾副委員長 その前年度はどうでしたか。前年度の子どもの数だけでいいんですけど、すみません。

竹下しあわせ創造部副理事 そしたら、平成27年度の3月1日現在で、淡輪が106人、深日が34
人、多奈川が15人、合計155人でございます。

松尾副委員長 わかりました。

奥野委員長 松尾副委員長。

松尾副委員長 数をお聞かせいただきました。あるところでは増えてたりするんですけども、今後やっ
ぱり児童の数が減っていくのかなと思われま。先ほどの他市町村だったら保育士の流出とい
うのがすごく問題になっています。当町ではそういうことはないのですけれども、やっぱりま
ずは当町としては、その児童を何とか保育所を利用してもらえるような何か取り組みというの
をやっ
ていかなあかんのかなと思うんですけど、何かそういう今後の見通しというか、こうい
うようにやっ
ていくよという何か考えというのがございましたらお聞かせいただきたいと思
います。

奥野委員長 田代町長。

田代町長 今、内容等については、担当のほうから説明のあったとおりですけども、詳しい数字はわか
っておりませんが、人口減少の中で、毎年度転出に対して転入のほうが多くなってきてい
るということ。出生率についても増えてきておるということで、徐々にながら人口減少は続い
ておりますけれども、データの言いますと、転入または出生についてはやや増えてきておる
という現状ですので、今のような子育て支援をしっかりとやっ
ていく、また、地域のいわば岬
町で生活したらこんなにいいですよというようなメニューをたくさん並べながら、地方創生事
業の中で進めていきたいなとこのように思っております。

1つの例を申しますと、出産給付金にしても3万円から5万円に上げておりますので、そ
ういった意味ではかなり、先ほど中原委員からいろいろとご指摘があっ
て、もうちょっとそう
いった高齢者の環境とかそういうのがもっとよくなるのかというあれが、徐々にながら限られ
た財源の中で、できるだけ大阪府にも要望もしながら、町村長会等
で言っておりますけども、
なかなか大阪府も制度というものにこだわって、なかなかその制度以上のそういった補助制度
というのはなかなか見込めないということから、町単
独の事業でやりながら、今、進めており
ますので、このまま尻貧でだんだん人口減少になるのかという
と、私は将来的には明るい見通

しが出てくるのではないかなと、このように思っています。

ただ、一気にぐっと上がってくるというのは、それは非常に期待は薄いかなと思いますけども、今なぜ人口減少が起きているのかということをおなりに分析しますと、やっぱり出生死亡または転入転出、そういうことを含めた中で、やはり自然動態、つまり亡くなる方が多いということが一つの原因。それと、若い世代が就職をして外へ出ていく、転出これも少し多いのかなという感じもしますので、そういったことをするとやっぱり地元で企業が少なくなるとある、その中でやっぱりどうしても外へ出るようには通勤に便利な職場と近いところにやっぱり住むというのがまだまだあるのではないかなと、このように思っております。

一時期は関西電力という大きな企業がありましたし、そんな中で若い世代、または中高年世代もいろいろ働く場があったのですが、最近はその状況が変化していますので、今後はそういった観光事業をやりながら、また、地域の活性化事業、地場産業の活性化を図りながら、少子化対策、または子育て環境の整備、そういったものに力点を置いていきたいなと思っています。

奥野委員長 はい、松尾副委員長。

松尾副委員長 そうですね、町長のおっしゃるとおり、この問題というのは、やっぱり広い目で見ないと、なかなかそのピンポイントで施策打ったとしても、今後のその持続可能性というか見込めないという中で、やっぱりその岬町に転入してもらおうと思えば、職、仕事というところにやっぱり力点、もしくはその住宅というか住むところ、この2つがやっぱり一番重要なかなと思っていますので、私も一般質問で結構いろいろ言わせていただけてますけれども、そのあたりのその施策というのを充実していただければなと思います。

そして最後ですが、93ページの午前中に田島委員からも質問がありました賄い材料費なのですが、現在は子育て支援センターで給食をつくられているということですが、今後のその給食のあり方も含めた見通しというのはどうされるのかな、ずっと子育て支援センターでいくということか、もしくはそうじゃなくて、いろいろ考えているよということをお聞かせいただきたいなと思います。

竹下しあわせ創造部副理事 保育所給食につきましては、現在、子育て支援センターでつくっているところですが、今年度、耐震診断を実施しております、その結果によりまして、必要な改修等を行って、当面は子育て支援センターのほうで外部搬入という形をとりたいなと思っています。ただ、並行して、学校給食も含めて、今後の給食のあり方について、庁内で検討を始めたというようなところでございます。

松尾副委員長 そしたら、まだそんなに先の見通しというのは、まだこれからだということよろしいですね。ぜひとも今後の5年先、10年先というのを見越した計画を立てていただきたいなと思います。

私からは以上です。

奥野委員長 まだあるんですか、はい。

中原委員、最後に一つどうぞ。

中原委員 忘れておりました。保育所の問題で、今、松尾副委員長のほうから児童の数についてお尋ねがあって、そのお答えを聞いたことで思い出したんですけど、ありがとうございます。以前、淡輪保育所が結構、子どもたちの数が多いので、深日や多奈川に回ってもらうというような実態があったと思うのです。そういうことは今も続いているのかどうかについてお尋ねします。

竹下しあわせ創造部副理事 年齢別によって、保育士の配置基準というのが決まっております。していますが、その配置基準以上になりますと、なかなか保育もしんどいということになるのですが、実際問題としまして、もしそうなって、保育士の数が足りないということになったときに入所のお申し出があった場合に、淡輪の保育所希望であった人が深日の保育所があいているんですけどそちらはどうですかというお伺いはしております。ただ、いや、やはり家が淡輪なので、私、淡輪希望ですという場合につきましては、希望に応じた対応をさせていただいているところです。

奥野委員長 はい、中原委員。

中原委員 お伺いはしていますということは、ご家庭によっては淡輪に入りたいのだけれど、お願いをされて別の保育所に通っているというところがあるということですか。

竹下しあわせ創造部副理事 そういう事例はございません。

奥野委員長 よろしいですか。

もうほかにございませぬね。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。予算書100ページから115ページをごらんください。ただし、103ページの28繰出金の水道事業会計繰出金と、105ページの19負担金補助及び交付金に係るものは、ほかの委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 2点ご質問させていただきます。

103ページの報酬でございますけども、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬9名分、ちょっとこれ1人単価にしたら割り切れないのですが、これはどっちでもいいんですけども、この審議会の委員会というのは、開催されているんですか、ちょっと私、今日初めて聞いたんですけども、やっているようなことは聞いてないのですが、やった実績があるのかどうかということをお聞きしたいのと、もう1点、107ページのえらい深日まで出張っていて悪いのですが、深日の火葬場の解体撤去の工事、私も中出町長の時分に何度も口すっぱくなるほどこの会議で言ってもらいまして、いよいよ田代町長がこれ思い切ってやっていただいたということで感謝しているのですが、ダイオキシンの調査をやった後で、これを撤去するというので、その後の利用、この墓地の改修工事がその跡地利用ということなのかどうか、その確認をしたいと思えます。

以上2点お願いします。

波戸元しあわせ創造部副理事 1点目の廃棄物減量等推進委員会の委員報酬でございますが、委員の人数は10名でございます。そのうち報酬を支払う委員が9名で、町職員が1名入っておりますので、報酬は9名ということでございます。この審議会につきましては、一般廃棄物処理基本計画を平成21年に作成いたしました。10年間の計画期間となっております、この平成29年度が最終の年度となっております。平成30年からの一般廃棄物の処理についてどのようなことを行う、あるいはごみの減量化についてどのようなことを施策していくというような審議会で、また新たに基本計画を作成するために29年度で設置というか、新たに委員を委嘱しまして、開催をするものでございます。

それから、深日火葬場の解体の分につきましては、跡地につきましては、有効に活用できるよう、まだ何をやるということには至っておりませんが、駐車場であったり、あるいはまた墓地としてということも含めて検討させていただいておりますけれども、次の墓地の改修ということについては別でございますので、あくまでも深日の火葬場の解体工事の分のみの予算計上でございます。

奥野委員長 道工委員。

道工委員 ありがとうございます。廃棄物の減量等の推進審議会、新年度でされるということで、これは9人分で12万5,000円というたら1人計算合えへんけども割り切れませんね。どうなっているのか知りませんが、間違いではないと思いますけども。

それと、深日の火葬場の跡の利用ですけども、よく深日の方から聞きます。特に山の上のほうで持っている方が、年をとってくると上まで登っていけないというようなこともよく聞きますので、できれば駐車場のスペースもそれは要るかもわかりませんが、今のところは手前のところでも十分に置けると思うし、できれば墓地として活用できるように、上の方が下へでもおりて来れるように何とか取り計らってあげていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

波戸元しあわせ創造部副理事 委員の報酬でございます。会長が7,000円、委員が6,500円という単価になっております。年2回開催予定をしております。

それで、今の墓地の件でございますけれども、確かに墓を新たに作りたいという方もございますし、また、もう年がたって誰も見てくれる人がいないので、もう墓をしまうということで墓じまいで今入っているお骨をどこかに移転するというようなことも最近増えてまいりました。それらも含めまして、先ほども申しましたように有効に跡地を活用したいということで、十分その辺も考慮して検討させていただきたいと思います。

奥野委員長 道工委員。

道工委員 以前に私申し上げて、車椅子の方が今まで通れてたのに、ある方がばっと前へ突き出してお墓をつくってしまって通れなくなったということを以前に申し上げたと思うのですが、それはもう解消はされているのですか。初めて聞きますか。そんなことないでしょ、深日ですよ。僕、

深日やから。

波戸元しあわせ創造部副理事 深日の火葬場、国道側と火葬場のほうと分かりますけども、下のほうのお墓だったと思うのですけれども、今まで通路があったんだけども墓が出てきて、通路が狭くなったということも聞いております。今、委員がおっしゃってた車椅子の件ですが、ちょっと私は存じてないので申しわけございません。また、終わった後で場所を教えていただければと思います。

道工委員 もう結構です。

奥野委員長 ほかの方お願いします。

田島委員。

田島委員 聞くことを議長に聞かれてしもたんやけども、同じ質問になると思うのですけども、火葬場費の節の13, 105ページ。まず、基本的にお聞きしたいのは、この火葬場は別として、墓地です。現在、墓地のこの明示とか改修工事とかそういう今、事業をしてくれているのですけども、この墓地はどこの所有物ですか。私、うっすら覚えてます。しかし、これは村の所有物であるのか、深日財産固有地であるのか、まずそれをちょっと説明していただきたいのですけど。

波戸元しあわせ創造部副理事 深日の墓地については、登記簿上、町有地になっております。淡輪も同じように町有地になっております。

田島委員 町有地であれば、岬町住民であればどなたでもその墓地の確保はできるわけですね。しかし、届け出は必要だと思うのやけども、今、道工委員が言うとおりに車椅子が通らんように好きな放題取り合っているわけです、はっきり言うて。これは施主が取ってるのか、業者が取ってるのか、それはもう皆さんに聞いてもらったら明らかにわかるんですけども、ああいう墓地の整理をやっぱりしてあげないと皆さん取り放題ですよ、人の墓を踏んで通るとか。そんな町有地やったらもう少し町の財産の一つですよ。それをもっと管理するとか、墓地に番号を打つとか、いまだかつてこんな整理されてないんです。そして、はっきり言って町内の方以外の方もそういうお墓を建立しているような感じに思うんやけども、私今、その手は見えないんやね、お名前だけで、岬町でこういうお名前ないのになと思う方もおられる。こういうところをはっきりしないと、よその字のことは言いませんよ、孝子とか淡輪とか岬町の深日地区の町有地にはっきり言うて昔から建ててるそういうお墓もあるし、新しくきっちり真っすぐ歩かれへんのです。出っ張ったところもあれば、もう重なったところもある、これ町有地の所有者としてどういう。今さら仕方ないと思うけど、今後どういう考えを持って整理していくか、そして、実際、無料でしょ。これ無料で過去使ってきたそういう既成事実があるのですけども、もう無料というのはおかしいと思うんですけど。ここはどうですか、担当としたら。ともかくなぜ無料か、そして、その区画、もう乱雑ですわな。これをどうするかということをお聞きしたい。なぜかという、こういう墓地の境界の明示とか、そういう墓地の崩れたところの改修するんでしょ、お金かけているんでしょ。そしたら、やっぱりきっちりこういう具合に整備しました

ので、幾らか使用料を払ってくださいよという定義したらどうですか。それは反対する方おられますけども、やっぱり大事な先祖の方が入っているのに、乱雑なお墓よりもやっぱりきっちり、すっきりしてもらったほうがきれいと思うんです。お彼岸に行っても気持ちいいと思うんです。そこはどうですか、もうこれも整理していかんと、永代供養するんやったら永代供養していただくとか、そういうようにせんと、わけのわからんお墓がいっぱいあります。明示はこれ今の段階やどな。

奥野委員長 町長答弁ですか。

田代町長 墓地を現在あるのを移転させたり動かすということは非常に難しいと思っています。しかし、今おっしゃるように無断で建てたり、そういったことについての整理、いわば管理です。これは一回ちょっと私も細かいところまではわかってないので、申しわけないのですが、ちょっと原課と十分相談をして、ちょっと時間をかけて整理をしてまいりたいと思っていますので、今しばらくこれは時間をいただきたいと思います。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 町長もそうやって前向きに考えてくれるようですので、一つこの状態やったらもう何年先に立っても深日の墓地だけはもう乱雑になっています。一つ例だけ言うときましようか。ある住民が私のところへ相談に来たんです。そして、「田島さん、実はずちの先祖代々の墓地の延べ石も置いているのに、その延べ石をとられて、新しい延べ石を敷いて、よそのお墓が建立されようとしているのは、これどういうことですか」と言うから、「あんた譲ったりしてない」言うたら、「してません」と。勝手に見に行ったらされてたという、どないもしゃあない奥さん、あんた町から買った土地違うやろと。しかし、あんたは昔からそういうようにご先祖さんを祀る既成事実があるねんから、これは誰かわからんけども立て札を立てなさいと。この墓地用地は、先祖代々当家の用地ですと。無断にこういう工作物をした方は、早急に撤去してくださいってあんたの電話番号を書いておけと。それで、撤去なき場合は泉南警察署に器物損壊で告訴しますよと書かせたんです。そしたら、3日もたたんうちにきれいに元に戻っているんです。個人がそんなことをすることないと思うんです。そんな重たいものをね、業者と言ったら失礼やけども、個人ができることない、あんな延べ石を明示したり、そんなもの素人ができることもないでしょ、業者しかないんです。そやから、はっきり言うて、やっぱり岬町も業者にもそういう指導をしていただきたいと。そして、届け出をしていただきたい。そうせんとあきませんよ。ずっと僕の例でこれだけやから、ほかにたくさんとられてトラブル起こしたことがあるんです。業者名は言いませんよ、言うたら失礼やから。そういうことで、町長、せつかくそういうのを前向きに考えているんだから、担当課としたらやっぱりこれだけ予算組んでそういうことをするんだから、やっぱり境界明示したら、必ずまた整備してきれいなお墓に歩いて人の墓を踏まんでも行けるように、一つそういう区画整理をしていただきたいと。これ要望しておきます、委員長。

奥野委員長 よろしいですか。

田島委員 結構です。もう言うても仕方ない話やから。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ちょっと1件お尋ねします。107ページの19の負担金、補助金の方でございます。これ肝炎治療補助金が135万円。今回、予算で計上されております。その中で1つまた、昨年度の受給者、私4名の方ちょっとそのC型肝炎のことでいろいろ相談を受けまして、相談に乗らせてもらって、その方々から行政の方にお礼を言ってくれということで実はお話がございました。特にC型肝炎で苦しんでいる方が保健センターの門前所長を初め、職員の方々がその患者の方の家まで伺っていただいて、いろんなご指導をされたと。それによって4名の方が完治されて、本当に保健センターの方々には頭の下がる思いですということ、くれぐれもこれはもうこういう会議の場所でとにかくお礼を出口言うのとけということ、話がございましたので、一応、ご披露させていただきます。私も一度はこの受給者の対象にはなってないのですが、実は門前所長にいろいろとお世話になって、今ここでこういう話をさせてもらえるのも門前所長と職員さんのおかげでございますので、ありがとうございます。

それと実は、昨年度の受給者の件数と今年135万円上がっている中で、受給者何名ぐらいの方の人数を予定されているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

門前保健センター所長 ありがとうございます。

肝炎の治療費助成は、平成28年度から開始させていただいております。その経緯となったのが、平成27年度からC型肝炎の新規治療が始まり、飲み薬だけで3カ月毎日続けることで、肝炎のウイルスがなくなるという非常に効果が高く副反応が非常に少ないという治療です。大阪府で肝炎医療費助成をしており、月2万円もしくは1万円という自己負担がございます。その自己負担分を町独自で助成するという事業を開始いたしました。今年度、2月末現在で31名の方の助成申請がございます。新たに29年度の予算は、2万円助成の方が5名、1万円助成の方が35名の40名の計画で計上させていただいております。

それに加え、町が把握しておりますC型肝炎陽性者の方に関しまして、臨時の保健師が訪問して、現状の確認と情報提供をさせていただいている状況です。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

特に私ももう40歳のときからC型肝炎を患ってまして、やっと完治しましたけども、やはりなった者しかわからないつらさがありますので、ぜひともまた、これからも行政を初め保健センターの所長、職員さんに頑張っていただいて、健康な体を取り戻せるように頑張っていたらと思いますので、よろしく願いいたします。

奥野委員長 次、坂原委員。

坂原委員 2、3点確認をお願いします。105ページの13委託料、下のほうです。先ほどから何度も出てますが、深日墓地改修工事設計業務委託料です。これの内容をお聞きしたいと思います。

それと、113ページの14使用料及び賃借料です。ここで車両借り上げ料として計上されております。これの車種、台数など詳細を教えてください。よろしくお願いします。

波戸元しあわせ創造部副理事 1点目の深日墓地改修工事設計業務委託料でございますが、深日墓地の国道に面しているところ、今、太陽光のパネルを置いている横に倉庫がございます。黄色いフェンスで囲われているところ。ちょうど民有地と隣接している場所でございますが、土砂というか土で法面を押さえている状態ですけれども、これも以前から法面の工事、途中まではブロック積みがあるのですけれども、それ以降は土砂、土で押さえている状況で、墓が傾いているというような苦情もありました。深日財産区にお願いいたしまして、この法面の工事について、まず今年度設計をして、ブロック積みで、法面の補修を行いたいということで、約55メートルほどございますけれども、その法面の改修工事の設計の委託料でございます。

2点目の車両の借り上げでございますが、これは美化センターのごみ処理場で使っている4トンダンプのリース料。4トンダンプが1台、それから2トンダンプが1台、それとショベルローダーといひまして、ブルドーザーではないですけど、ものを運搬するようなものですが、そのショベルローダーが1台の3台分でございます。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 深日墓地の改修業務委託料、それはもう斜面法面の造成ですね、お聞きしました。これとさつきもありました墓地改修工事、107ページになりますけど、これはまた別のことですか。

75万6,000円で上がっていますけど、これは別物になるんですか。

波戸元しあわせ創造部副理事 深日墓地の改修は今申し上げましたように、深日墓地の法面の改修工事の設計でございまして、その下にある工事請負費にある墓地の改修工事につきましては、多奈川の小田平墓地で擁壁の補強工事と、それと土間のコンクリートの補修を行うものでございます。

奥野委員長 坂原委員 坂原委員。

坂原委員 その件、了解です。

車両の借り上げですけど、これは去年から見ると、ちょっと金額が下がっているんですけど、これは去年から見て、その車両の台数が減ったとかそういうことでしょうか。

波戸元しあわせ創造部副理事 先ほど申し上げました4トンダンプ、2トンダンプ、ショベルローダーのうち4トンダンプのリース期間につきましては、28年の3月末で終了しておりまして、平成28年4月から再リースとなっております。よりまして、本年度につきましては、その再リース分を計上しているため、金額が大きく下がっているというものでございます。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 最後にもう1点だけ。111ページなのですが、13委託料、一番下ですけど、ごみ処理施設夜間運営委託料で、これの詳細をお願いします。

波戸元しあわせ創造部副理事 ごみ処理施設夜間運営委託料につきましては、平成26年の6月から平成29年の5月末までが契約期間となっております。月曜日から木曜日の夜間、5時30分

からの業務が終わった後、朝9時まで夜間の焼却運転をしております。その委託料につきましては、入札を行っております、この平成29年度で現在の契約期間が切れますことから、再度の入札をするに伴い、町で積算をした額を計上していることから、金額的に前年と比べると増加をしているというような状況でございます。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 夜間もそのごみを処理しているということですけど、それはこの5年前から始めているということですが、それは処理するごみの量が増えたから夜間も運用しているということでしょうか。その理解でいいでしょうか。

波戸元しあわせ創造部副理事 ごみ処理施設につきましては、昭和61年に今のごみ焼却場ができました。そのときに24時間の連続運転でということで、流動床の最新の方式を用いて建設をしたものでございまして、それ以後、24時間の連続運転をしている期間もございましたけども、今ごみが減ってきておりますので、24時間運転で月曜日から木曜日までとして、夜間運転を行ってきましたので、ごみが増えたから夜間運転ということではない。それと、平成12年にダイオキシンの関係がございまして、新しく今のごみ処理場の基幹改造を行っております。800度以上の燃焼温度でダイオキシンの構成が分解されるということですから、800度を維持することが一番いいということで、24時間ずっと焼却をするということからも夜間運転を続けていると。期間は毎日ではないですけども、そういうこともありまして夜間の焼却の運転を行っているという状況です。

奥野委員長 よろしいですか。

和田委員。

和田委員 111ページの需用費のところ、修繕料ですか、5,200万円ほどが載っているんですけど、これはもう一応、毎年こういうのが要る見込みできているのか、どこを今度修繕するのかを聞きたいのと、もう1点、これは113ページのこれも需用費の修繕料ですけど、3,200万円一応ついているんですけど、これも、毎年する修繕料になっているのか、どこかもう決定しているのか、この2点よろしくお願いします。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず、1点目の塵芥処理費の修繕料でございますけれども、この修繕料の中にはごみ焼却施設の定期点検の費用、それから軽四のダンプの修繕であるとか、また、消防の設備の改修であるというようなものも含めての計上をいたしております。今年の平成29年度で予定しておりますごみ焼却場の定検の費用につきましては、5,136万5,000円を計上いたしております。また、この点検箇所、設備の経年劣化によりまして、非常に多額の費用が発生しておりますけれども、何とか前年並みの予算の中で一応、計上をしながら状況に応じて補正をお願いするような設備の更新であったりというのが発生するかもわかりませんが、当初では定検費用として5,136万5,000円の計上となっております。そのほか、消防設備の不良箇所の改修47万5,000円、あるいはダンプの修繕費が車検も含めておりますので約50万円であるとかというようなものも全部含めて修繕費の計上をいたしてお

ります。

それから、2点目の修繕ですが、これはし尿処理施設の修繕料でございまして、これも毎年行っておりますし尿処理施設の定期点検の費用として2,980万8,000円を計上いたしております。そのほか、ポンプの修繕であるとか、あるいは設備の緊急の修理として223万9,000円を計上しているなど、し尿処理施設の稼働に必要な費用を計上しているものでございます。

奥野委員長 和田委員。

和田委員 毎年点検の費用ということですか、はい。

奥野委員長 よろしいですか。

和田委員 結構です。

奥野委員長 ほかの方。田島委員。

田島委員 今、和田委員が質問した部分をちょっと聞こうと思ってたんやけど、ちょっと補足的に確認します。

この修繕料、中身は説明でわかりました。定期点検とかいろんな部分について、これは当然使ったら建物は劣化するのは当たり前の話で、一つ教えてほしいのは、担当やったらわかると思うのですが、修繕費というのは一応、予備的に確保しとかんと、いつ何があったら困るので、焼却場の健康診断としたら今、どの程度の健康やということを教えてほしい。なぜかと言うたら、毎年こういう修理点検を確保せんなんということは、やっぱり修理していかなともたないということだと思っております。やっぱりぶっちゃけ大きな故障があった場合、これ一般会計で修理せなあかんわけやな。そしたら一般会計は予想外の大きな修理、何億というような修理になるわけです。家庭にある安い焼却場と違って、結構大きい。そしたら、住民がたちまち困るわけです、ストップしたら。どこに借り受けするんだと。しかし、近隣の自治体も受けてくれるところがあれば助かるけど、なければどうするんやということをやっぱり常に危機感を持つとかんと、そして、焼却場の健康管理というのは、今、現状こうやと。もうれんがも劣化して危ないんやと。もうアーチの部分が崩れるとか、そういう状態になったら困るので今、どうですか、健康診断の結果、どの程度の疾患をもってますか。それを教えてください。

波戸元しあわせ創造部副理事 昨年の2月に焼却炉の中の耐火物を全面更新をしております、焼却炉の中は、十分健全な状態でありまして、そこから出てくる排ガスの処理施設であったり、あるいは灰の搬送設備であったり、また、その設備を冷やす水の循環の関係であったりとか、いろいろとごみを焼却するために必要な設備がたくさんございます。それぞれ健康診断といえますか、行ったんですけれども、健全な状態、各設備については、健全な状態ではないというところがございます、数年以内には更新をする、あるいは大きな設備を変えなくてはいけないとか、部品を交換しなければいけないというような箇所がもうございます。しかし何とか応急処置、あるいは緊急の交換などをしながら、現在稼働を継続しているという状況でございます、焼却能力については、変更はございません。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 現状はそういう焼却運転は支障がないと。とりあえず一安心と。ただ、健康な状態でないですね。健康でない状態やったら、いつパンクするかわからんということですね。ということで、こんな修繕料が年間5, 200万円わずかでは到底追いつかんと思うのです。そやからやっぱり、もう何度も言うようですけども、やはり広域的なこういう事業もすべきと思うのです。もう国も小さな市町村でそんなものを何個も持つなという方針だから、広域的な事務組合でそういう何市で1個持つとか、そうすれば負担も少なくなるしということで、それまでにやはり一般会計を使うのもいいのですけども、やはりそれにかわるべき修理とか使いやすい財源、基金化していただいたら、それはすぐさま使えますわね。一般会計というのはやっぱり優先順位がありますので、これも一番優先順位をつけないかんねんけども、こんな故障とか事故とか、爆発的な事故というのはいつ発生するかわかりませんので、基金を積み立てる気持ちが担当課から説明しにくいと思うが、担当課としてやはり基金化が必要であるのかなのか、答弁しにくいけどどうですか、現場の責任者として。

古橋しあわせ創造部長 委員ご指摘のように、例えば、建築物を建てるであるとか、大規模な改修を行うというときには、基金を積んでおけば一時的に支出する額も納まるということは認識をしておりますけれども、今の財政状況、いかんせん財政状況を考えますと、なかなかその基金の財源を捻出するのはちょっと厳しい状況かなと考えております。

それと、これは保険というわけではないのですが、先ほど委員からご指摘がございましたように、ごみ焼却施設につきましては、災害、それとか事故等によって稼働ができないという場合につきましては、近隣市町村と協定を結んでおりまして、その協定に基づいてごみ処理をお願いするという形をとっていきたいと考えてございます。ただ、ないに越したことはございませんので、念のために申し上げておきます。

奥野委員長 田島委員

田島委員 部長、近隣とは常に連絡を密にして。やっぱりお互い様やから、あすは我が身やから一つ頼むでと。そういう部長が言うとおりに、コミュニケーションもとっておいてほしいわけ。いざ何もなしでなったら大変ですから、過去にそういう苦労をした経緯がありますので、保険のほうも人間と一緒にいろんな保険も加入できてますけども、将来的には基金化してほしいんです。昨日の公共下水と一緒に、料金上げろというようなそんな部分無理やから。やっぱり目的税を確保するとか、焼却場やったら基金化するとか、そういう第2弾のことをしてほしいんです。最終的には政治家の町長が判断ですけども、まだ町長も将来的にはそういう考えを持っていたきたいなと思ひまして、この場をおかりして今、質問させてもらったわけで、一つ要望しておきます。もう町長も答弁苦しいと思うので。

結構ですよ、委員長。

奥野委員長 では、松尾副委員長。

松尾副委員長 ないです。

中原委員 予算書の103ページ。先ほど間違えて聞きかけたやつです。出産前後ヘルパー派遣委託料とありまして、来年度から子育て支援策はかなりの項目で新規施策もありますし、拡充もあると認識しているのですが、その中の1つとして、出産前後ヘルパー派遣委託料、ここに設けられているのがその1つかなと思っております。これは、新規施策として出産前後にひとり親家庭の方や体調が不十分な方にご利用いただくものということで、家事や育児をすることが困難な状況がある場合に親族などの支援を受けることができない家庭に対して、定額でヘルパーを派遣するという新規施策かなとお見受けをしております。その対象なのですが、いただいている書面の説明ではぼんやりしている部分があるので、より詳細な対象の特定をお聞きしたいということと、それから利用できる期間、出産前後ということでもありますので、その期間をもう少し詳しくお聞きしたいのと、それから、費用について定額でということでありましたが、具体的な費用はいかほどか。あと、利用したい場合に、申し込みの手續等をどのようにすればいいか。そのあたりについて計画をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど来、105ページの墓地のことについて質疑がありましたが、この機会にお尋ねをいたします。以前の委員会でも私からもお聞きしましたし、出口委員のほうからもお聞きした深日墓地の高いところへ上がっていく手前の広場といいますか、その問題について、もし何か進捗があればお聞きしておきたいと思います。お願いします。

門前保健センター所長 出産前後の家事・育児援助ヘルパー派遣事業についてですが、目的は今、中原委員がおっしゃっていただいたとおりでございます。対象をもっと絞ってということですが、まだ具体的にどこまでというのは考えていません。ひとり親は明らかにわかりますし、体調が不十分というのをどこまで絞っていくかですが、診断書を提出していただくという考えもありますが、それですと診断料、文書料が発生いたしますので、かかっておられる産婦人科の先生に母子手帳に一筆言書いていただくなどで判断できたら考えております。

出産前後をどこまでするかですが、当初は出産の2、3カ月前からと考えていましたが、実施されている市町に聞きますと、初期のつわりの時期も、こういう事業があればよかったというニーズもあるようですので、あまり細かく区切ってしまうことなく、母子手帳を交付した段階から大きな枠の中で柔軟に対応できるような形で考えていきたいと思っています。

金額ですが、家事ヘルパーは、介護保険の業者さんをお願いして手を挙げてくださるところがあるのではないかと考えております。大体1回2時間ぐらいを週2回ぐらい、2カ月半ぐらいと最大1家庭について1回2時間を20回ぐらいで見込んでおります。利用料につきましては、今年度ファミリーサポートを要請養成いたしまして、そちらと料金を合わせて、1時間700円程度で計画しております。減免措置は考えておりまして、生活保護、非課税世帯は無料とする予定です。

波戸元しあわせ創造部副理事 中原委員がおっしゃってる花屋のところの旧火葬場へ上がるころだと思えますけれども、今回、平成29年度予算におきまして、105ページの下のほうに深日墓地境界明示委託料というのがございます。これがその場所の境界を、官民の境界を確定した

上で、土地の所有者なりにお話をして、その道路の補修を行いたいということで、まず、この明示をする委託料を平成29年度で計上させていただいているという状況でございます。

中原委員 1点目お答えいただきました出産前後ヘルパー派遣の委託料については、必要な方に非常に柔軟な形で対応できるようにということで、制度のほうもお考えということですので、出産そのものの件数がそんなに多くない、もっと増えていってもらえるように、この制度なんかもよく周知をして、活用していただけるようにご尽力いただきたいと思います。

それから、2件目お答えいただいた花屋の前と表現していただきましたけれども、何年にもわたって、懸案だったものについて、一定の見通しというか、境界明示の委託料という形で設けられているということは、前に進む段階まで持ってこれたということかなと思いますので、その尽力に対しては評価したいなと思います。道路の補修まではもう少し時間がかかるのかもしれませんが、利用者が安全に利用できるように、最後まで進めていただきたいと思いますとおきたいと思います。

もうちょっと聞いてもいいですか。

休憩はまだいいですか、もうちょっと聞いてから。

田島委員 ちょっと休憩・・・。

中原委員 私も疲れました。

田島委員 そうでしょ、休憩しましょう。

中原委員 はい。

奥野委員長 再開は、15時15分から始めます。

(午後 2時59分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

奥野委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

はい、どうぞ。中原委員。

中原委員 発言の訂正を求めたいんですけど。自分の発言です。よろしいですか。

奥野委員長 どうぞ。

中原委員 場所がわからないんですけど、保育士の賃金を上げるべきだと、そこで、民生費の児童福祉費の中ですね。あと、学童保育の指導員についても同様だということをお聞きしていたときに、町長に賃金、時給の引き上げの必要性は感じるかって言いたかったんですけど、引き上げてという言葉は私、そのとき言ってなかったみたいで、賃金は必要かって。

田代町長 賃金の引き上げと理解してます。

中原委員 ありがとうございます。それなら、結構です。ありがとうございます。

引き上げという言葉は抜かして聞いてたもので、答弁に変化がないかなって。

ありがとうございました。

奥野委員長 続いて質問をどうぞ。

中原委員 じゃ、質問をさせていただきます。

予算書の107ページ。保健衛生費の中で、保健事業費とありまして、節13委託料の中で保健事業、集団健診、個別健診等の委託料が書かれておりまして、病の早期発見、早期治療のために健診の事業については、少しずつ拡充をされているところと認識しているんですが、来年度において、施策の拡充や何か改善点があるようでしたら、確認しておきたいと思います。

それから、検診の受診率について、この場で一つひとつ、検診の種類と割合を聞くというのは、ちょっと細かいことになってきますので、何か、報告すべき傾向や特徴などがあるようでしたら、お聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

奥野委員長 門前所長

門前保健センター所長 検診事業で拡充、もしくは新規事業ということですが、拡充という形で、29年度に向けてがん検診の自己負担金の減額を考えております。25年度から徐々に各種がん検診の自己負担金を減額していますが、まだ、ワンコインで受けられない検診もございます。医療機関で受ける胃がん検診は現在、お一人2,000円頂戴していますのを500円にし、集団健診と同額でと考えております。

それから、乳がん検診、マンモグラフィーというレントゲン検査になりますが、40歳代が自己負担金1,000円頂戴しておりまして、それも500円に。それから、個別の子宮がん検診で頸体部という、入り口と奥のほうの検査の場合も1,000円を500円にする予定です。これで、特定健診の集団健診と肺がん検診、大腸がん検診は無料、あとの検診はワンコイン500円で受けられるような体制を計画しています。

受診率につきましては、いろいろな対策を考え、少しでも受診率が上がる努力はしていますが、大阪府平均の受診率に比べ、低迷しているようなお恥ずかしい状況です。岬町の受診率を5年経過でまとめたものがございますので、その資料を後日お渡しできたらと考えていますが、それでよろしいでしょうか。

奥野委員長 その資料、全員に。できれば配付をお願いいたします。

もういいですか。

ほかの方。

松尾副委員長

松尾副委員長 先ほどのがん検診は、私からも本当に、活動をもうちょっと拡充していただきたいなと思います。過日、私、東京の日の出町というところに視察に行かせていただきまして、そこで、がんになられた方の治療費っていうのが100%、実は補助するという施策を打ってまして、そこは到底、大変だなと思うんですけども、それによって助かる人っていうのも多いかなと思ってますし、私も実は家族が大変な思いをした、当事者の家族の一人として、できるだけこういう活動っていうのをやっていただきたいなと要望しておきたいと思います。

聞きたいところは、109ページの13委託料、不法投棄ごみ収集委託料というので、38万4,000円上がってるんですけども、この不法投棄のごみの数っていうのは、どれだけあるのかなということと、増えているのかどうかっていうところで、今後の対策というところ

ろというので、どう考えられているかっていうのをお聞きしたいと思います。

それと、とりあえず、それを先お願ひしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 これにつきましては、自然海岸のごみ、漂着物であったり、海岸線に捨てられた家電製品も含めて、のようなごみの収集でございますけれども、量的には、資料を持ち合わせてはないんですけれども、そんなに多くはなかったかなと思っております。

町内のそういう不法投棄のところにも、例えば、不法投棄の警告の看板であったりというような、警告をする看板の設置は、自治区からの要望なりで行っておりますけれども、大きく以前にも財産区にお願ひをして、監視カメラの設置であるとかいう対策もしておりますけれども、なかなか特効薬というものがありませんから、これも他の市町村なりにもいろいろ聞きながら、何かできる対策ということを模索しながらになるかなと。毎年、そのようなことで考えているところでございます。

松尾副委員長 わかりました。

次に、111ページの委託料で排ガス自動測定装置保守点検業務委託料とか、ごみ焼却場残灰検査料とか、ごみ処理施設補修見積審査委託料とか、これとか、あと幾つかあるんですけども、これは、先ほど、坂原委員からも質問があったところとちょっと関連するのかなと思うんですけども、前年度、今年度と比較すると、予算でいうと、結構上がってるものとかあったりとかしてるんですね。この要因、理由というか、というのをお聞かせいただければと思います。

あと、その次のページの113ページでも、ごみ処理施設（土曜日）運営委託料ということで、前年度、今年度と比べると、結構、開きがありまして、こちらも何か要因があるのかなというのでお聞かせいただきたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 大きなものでピックアップさせていただいて、よろしいですか。

松尾副委員長 はい。

波戸元しあわせ創造部副理事 そしたら、この委託料の中でまず、可燃ごみ、資源ごみの収集委託料ですか、これもですね。これは一般の家庭ごみ、それから、資源ごみの収集でございますけれども、これはごみのちょっと減っているということと、それから、委託の費用の中での業者との交渉の中でごみの量に応じて委託料を減額をしたというところでございます。

それから、ごみ焼却場残灰検査ですけれども、これはダイオキシンのフェニックスへの搬入の検査ですけれども、検査回数が年1回から年4回に増えたことによる増でございます。

それから、燃えがら検査でございます。

松尾副委員長 どこを言うか、言いましょうか。

波戸元しあわせ創造部副理事 はい。申しわけございません。

松尾副委員長 ごみ処理施設補修見積審査委託料と大気汚染及びダイオキシン類測定業務委託料と、最後に、ごみ処理施設（土曜日）運営委託料に関して、予算が上がってるんですけれども、その要因をお聞かせいただきたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 申しわけございませんでした。

1 点目のごみ処理施設補修見積もり審査委託料につきましては、ごみ焼却場の定期点検の費用、それから、新たな設備の工事請負費で計上しております箇所の工事の見積もりの内容について、その費用の審査を専門業者に委託しております。よって、委託をする額が増額になったことにより、審査の委託料が増額になっているということでございます。

それから、大気汚染及びダイオキシン類測定業務の委託料につきましては、検査の項目が9項目から12項目に増加をしたことにより、委託料が増額をしているところでございます。

それから、ごみ処理施設の土曜日の運営委託料につきましては、現在行っております委託の期間が29年の5月末までとなっております。29年度の6月から新たに入札を行うことによる、町の積算額での予算計上になりますので、現在の契約額から増加をしているということでございます。

奥野委員長 松尾副委員長

松尾副委員長 ということは、やっぱりごみの量が増えているからってということですか。金額も上がっているという算出になっているということですか。

波戸元しあわせ創造部副理事 直接ごみの量に応じての増加というものではございません。申し上げました見積もり審査であるとか、それから、測定であるとか、それは、検査項目が増えたり、それから、審査に出す元の金額が大きくなったり、それと、土曜日の運営委託については、入札するための町の積算額で計上していることから、今の契約額は落札額、入札金額ですけども、それよりも高くなっているということございまして、ごみが減っている、増加しているということに直接結びつくものではございません。

松尾副委員長 それは、直接、量には関係なくてってことですので、やっぱり、全国的に見てもそういうようになってきているということですか。それとも、町でそういう違いがあって、そうなっているということなんですかね。

波戸元しあわせ創造部副理事 ごみ処理施設の見積もり審査委託料については、町が独自で業者からの見積額について適正であるかの審査をしておりますので、他の自治体ではどのような内容の審査をしているかということとはわかりませんが、これはあくまでも町が業者からの見積額について審査をしていることですので、町で、単独で行っているものでございまして、全国的な方法については、把握はしておりませんので、詳しい内容はわかりませんが。

それと、土曜日の運営委託につきましても、この土曜日につきましては、今まで直営で職員がやっておりましたが、現在は土曜日の業務に委託しておりますので、その委託の積算によるものですので、各ごみ処理施設で土曜日の運営をどのような形態でされているかということについては、本町と比べますと、若干の違いがあろうかと思っておりますけれども、直営でやっているところもありますし、また、プラントメーカーに委託をしているところもあります。そういう運営の方式によって変わってきますので、あくまでも、本町のごみ処理施設についての予算の計上ということでご理解いただきたいと思っております。

松尾副委員長 はい。今後も増加傾向にあるんですかね、その委託とかっていうので、増加傾向になってしまうのかどうかっていうのはあるんですかね。

波戸元しあわせ創造部副理事 それぞれごみの処理場での検査項目につきましては、毎年入札で行っておりますので、業者の見積額の変動については、大きく検査項目が変わるとか、あるいは、新たな項目が増えるというようなこと、そういう大きな要因がない限りは大きな変動はないと。それとこの見積もり審査については、大きな修繕工事、設備の更新があったときは、審査の委託料の元の金額が大きくなりますので、委託料の部分も大きくなっていくということでございます。

奥野委員長 もう、ほかにございませぬね。ありますか。

出口委員。

出口委員 今、松尾委員の関連で、一応、これはまあ、お話なんですけどね、やはり、不法投棄の大型ごみですね。特に、家電関係、これはもう当然電気関係持っていけないと投棄できないんですよ。その中で、やはり、私らが特に道路横に住んでますんやけども、非常に家電の大型ごみの不法投棄が多いです。と同時に淡輪畑でも、実は、私、有害鳥獣の件でずっとその辺を回ってますけども、明治池、ご存じかな、淡輪のマツタケ山ありますやん、財産区。知りませんか。その辺の明治池上がるところの、手前のほうも冷蔵庫も大型の、本当に大きな冷蔵庫とか、たくさん不法投棄がありますわ。だから、やはり、もう少し、行政も力入れてやってあげないと、大分自然環境が崩れてまいりますので、一つ、要望ですけど、よろしく願います。

奥野委員長 ほか、ございませぬか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。予算書の134ページから137ページの4項、都市計画費のうち、目3コミュニティバス運行費をごらんください。

質疑ございませぬか。

坂原委員 1点だけ確認、願います。135ページの11需用費、この修繕料ってあるんですけど、バスの修繕かなと思うんですが、新車やと思うんやけど、これはどういう内容でしょうか。説明願います。

波戸元しあわせ創造部副理事 現在、町で運行しておりますバスはマイクロバスが2台、それから、13人乗りのバスが2台、あと、支線が普通車が2台、このうち、13人乗りのコンピューターとマイクロバスにつきましては、毎年車検となっておりますので、その車検費用を計上いたしております。あと、タイヤ交換、オイル交換、それから、エレメントの交換等の費用を計上しております。

中原委員 コミュニティバスの来年度から見直される事柄があればと思い、お尋ねをいたします。ほかの機会に、本会議や委員会でもコミュニティバスの改善については具体的なことも含めて求めてまいりましたが、例えば、以前も申し上げましたけれども、車両が遠くから見えづらいとい

うことに対して、どのような対策をとられるのか。また、拠点においては、行き先がわからないといった声が寄せられているけれども、それに対してはどのようになさるのか。それから、時刻表にバスの大きさを明示した上での時刻表の表示の方法に工夫を加えていただきたいといったようなことも要望してまいりましたが、今、挙げたような事柄に対して来年度からの改善が図られるのかどうか、お聞かせください。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず、車両が遠くからわかりにくい、また、行き先がわかりにくいということにつきましては、この3月中に改善を図るべく今現在、業者にも見ていただいて、作成をしております。

それから、時刻表の分につきましては、今度、支線が有料となりますことから、時刻の変更もございますので、それも含めて、表示をしてまいりたいと考えております。

奥野委員長 もういいですか、はい。

松尾副委員長。

松尾副委員長 135ページの13委託料のコミュニティバス運行委託料の件ですけれども、2点お伺いしたいのが、事業者には、運行の時間というのが多分変更されて、次の協議会で多分言われるのかなと思うんですけど、時間が後に延びたりとかっていうのがあると思うんですけども、それを踏まえても、前年度の委託料と変わらずに、それも含めてこの金額であるということであるかどうかということと。

あと、今年度、バスの事故の件数っていうのは何件あったのかということ。そこで、修繕、もし、あればですけど、その修繕にかかった費用っていうのは、先ほど、質問のあった修繕料の中に含まれているのかどうかっていうのをお聞かせいただきたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 事故という、幸いに人身事故はございません。4月の初旬でしたか、マイクロバスがみさき公園の駐車場で、後ろのバンパー当たったというようなことはございましたけれども、それ以外のことはございません。

この修繕料につきましては、事故に限らず、設備の修繕、例えば、ワイパーであったり、ライトの交換であったりというようなこともありますので、一応、車両価格の0、25程度で計上いたしております。大きな修繕とかになりますとまた、新たに予算を超えるようなことにならないとは思いますが、事故に対応した予算というのは計上いたしておりません。

修繕の価格というか、修繕の件数については、一応は、何件ということは見込んでおられません。

それから、委託料でございますが、昨年行いました試行で、再度夜間の1便増便であったり、あるいは、土曜日の繰り上げであったりというようなことを29年度で、予定しておりますけれども、その分も含めて、現計の予算内で執行はできるというように考えております。

田島委員 あとの協議会で報告、説明受けるんですけども、委員会での質問をしておきたいと思しますので、協議会はまた別で。

コミュニティバスの運行で135ページの節の11需用費、そして、13委託料、この2

点についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、需用費の部分で燃料費、この燃料費というのは174万1,000円。これは恐らく支線のガソリン代と思うんですけども、この部分の説明と14の使用料及び賃借料、ここで駅構内乗り入れ使用料、この駅いうたら、多奈川駅、みさき公園、淡輪、この3駅と思うんですけども、これはただお客さんおろしてすぐ出発しての部分であるのか、それとも、基本路線で時間調整のためにみさき公園で待つのであるのか。この乗り入れの部分において使用料51万9,000円になってますんやけど、これはどういう理由か、内容的に説明していただきたいと、かように思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず、燃料費につきましては、支線を運行しているハイエースの2台分の燃料代、ガソリン代でございます。29年度で道の駅への乗り入れも行うことから、それと28年度の決算見込みから29年度につきましては、28年度に比べると増加をいたしておりますけれども、走行距離が伸びるということと、28年度の決算見込みを勘案したということでございます。

2点目の駅構内の乗り入れでございますけれども、これはみさき公園駅、淡輪駅、多奈川駅の構内への乗り入れ料でございます。全便、駅への乗り入れをみさき公園の駅のタクシーの横の場所に、待機も含めて時刻表のダイヤに基づく運行による構内の乗り入れ分でございます。淡輪駅も多奈川駅も全て同じでございます。金額については、以前までは大新東、あるいは、中日臨海が支払いをしておったようです。28年度で町の運行になるときに、今度、町が公共交通を受け持つんだということから、何とか、これを免除してくれないかというお話もしに行きました。南海さんとしてはほかの公共交通のこともございますので、金額の若干の引き下げは応じていただいて、この金額で計上しているというものでございます。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 燃料費については結構いってるなど、年間174万1,000円って結構、燃料費がいて、運賃収入が恐らく117万の運賃は賄ってないと思うんです。これは住民、行政サービスやから仕方ないですけど、これもちょっと見直さな、ちょっとおかしいなと思うんです。

そして、駅の乗り入れね、南海電鉄のお客さんを運んであげてるのにね、そんな乗り入れ料取るってまたえげつない会社やな思うんですね。こんなもん、そして、あなたところのお客さん乗り継ぎでうち運んであげんのやでと。これはどうも、おかしいね、原理原則やなと思うんですけどね。どうしても駅前まで運ばないかんのかな、駅下であかんのかな。ほんまにこれ、よそはどうですか。よそは、隣接の市町村もそういうコミュニティ走ってますわな。これも大分ぼったくられてますのかな。どの程度、ぼったくられてるか把握、調べたことありますか。

波戸元しあわせ創造部副理事 お隣の阪南市、また、泉南市、熊取町、それぞれ、コミュニティバスが走っておりますけれど、全て南海に、南海ウイングバスに委託をしておりますので、各市町村で当町のような形で、自主的に運行しているというところはございませんので、その乗り入れ料につきましては、調査しておりません。

奥野委員長 田島委員。

田島委員 何か、自分の子どもはさんづけして、人の子どもは呼び捨てするような感じのやり方やな。

自分のところのバスやからって。それはあかんやろと思うんですけど、まあ、ともかく、この問題もいろいろ申し入れてね、解決していきましょよ。南海のお客さん運んだけてるんやから、ね。低く言えば、運ばさせていただいてるんですよ、そういうことで、ひとつ強気に出てくださいよ。金余ってたらいんやけど、うちは金足らんし。それでまだ、この後の協議会の部分でも、実証運行の部分もあるし、そんなんで、委員会と言うとききます。乗り入れ料っていうのけしからん話で、そら、大阪市内みたいに、梅田駅みたいに混雑するところやったらなんやけど、閑古鳥鳴いてる駅ね、ほんまにバスも電車も来んようなところに、乗り入れ料取るって、それはちょっと、えぐいと思いますので、私、一人つぶやいてますのでね。いつでも文句言いに来てくれたら、いつでも対応しますので、私一人の責任で言わせてもらったんですけども、わかりました。またひとつ努力してくださいね。要望だけしとききます。

奥野委員長 出口委員。

出口委員 すみません、波戸元課長、えらい人気ですねんけど、もう一つ質問させてもらいますね。

実は、前々回かな、中原委員のほうから、雨の日の中学校の送迎について、積み残しがあったという質問がされたと思います。その場合には代車を出して、積み残しの回収に当たるといいう回答があったかのように思うんですけども、現在はそれがいいのかないのか。

それと、その代車を出した場合に、今の135ページの委託料の中に代車の料金と積み残された方のお客さんの運賃もちゃんと回収されているのかどうか、その辺をちょっと回答をお願いしたいと思います。

波戸元しあわせ創造部副理事 まず、雨の日の積み残しでございますけれども、今、一番多いのが7時50分に望海坂を出てくる中学校行きのバス、これが雨の日になると積み残しがあります。これは有交にあるバス、予備のバスをつけたり、あるいはまた、町でマイクロバスを出して解消を図っております。また、ほかの便についても、時折、オークワからの帰りの客が急に多くなったということで、積み残しがあるようには聞いておりますけれども、そのときは、オークワですので、お買い物を引き続いてされるとか、ちょっと時間調整をされるとかというようなことで、自主的に何か対策を講じておられるというようなことも聞いております。また、積み残しで乗ってこられた方は、通常の運賃をお支払いをいただいておりますので、その分、無料ということではございません。また、その費用につきましては、現計の委託料の中で賄っております。

田島委員 出口委員の関連になるんやけどね、すみませんな、あんたばかり。雨の日の積み残し、これね、これはどういう事情かな。本来、コミュニティっていうのは、雨であろうと、天気であろうと、時間通り同じ箱物で、限られた箱物で、住民のために運ぶんですね。今、教育長おられるけども、雨やからいうて、学校の生徒がそのバスに乗るとなったら、結局、コミュニティのバス本来の用を供しませんわな、予備を出すとなったら。

そやから、学校教育、ちょっと委員長悪いんですけど、ちょっと所管変わるかわからんけど、学校教育も一つの、登下校の一つの教育指導と思うんやけど、どんなもんでしょうね。雨やから、コミュニティのちっちゃい箱へ詰め込んで乗せる、乗られなんたら臨時便出す、そしてたら、この会社自体が負担かかる、おかしい話でね。一度、波戸元さんと教育長の横との連携、お話をして、何らかの対応をせんと、雨やからいうて、コミュニティにどっさり乗られたら、本当に会社自体も大変やと思うんです。雨バージョンこしらえとかないかんから。車だけじゃないんです、ドライバーも確保せな。数少ない雇用のドライバーをね。かなり高齢者の方乗ってるから、その方もかなり、年齢的にも大変やと思うんですよ。若いドライバー乗ってないでしょう。私みたいな格好の、年の方がたくさん乗っておられると。安全運転してるけども、そやから、車だけじゃなしに、車を動かすオペレーターも確保せんなんっていうことやね。そこ一度、教育長、どうですか、お考えは。

笠間教育長 今のご質問ですけども、学校へ子どもたちが通うのは電車が中心ですけども、自転車通学、いろんな子がいるわけです。ですから、バスのほうとしたら、一人でも多く乗ってほしいというのが本音だと思います。私、今日はたまたま町長と手分けしまして、子ども安全デーでございましたので、私、淡輪に行かせてもらって、町長は多奈川へ行っていただいたんですけども、私、淡輪駅で見てますと、今日は、その通勤、バス満タンなんです、中学生が。このいいお天気で、割と暖かい、しかし、満タン乗ってる。よかった。私はまだ、心の中ではよかったな、バスをこういうふうにして利用してくれてるという思いでございますし、雨の日に追加のバスが要るといふことも、バス会社としたら、乗客の確保というようなことで、私のほうと少し違う回答かもしれませんけども、それは必要なことかなという思いで見えておりました。今日も満車でございましたし、少し喜んでるんですけども、はい。

田島委員 委員長、結構です。大体もう教育長と波戸元さんの腹がわかったので、また、次の協議会のほうで、答弁もらいますわ。委員会で言うときます。腹がわかった。

奥野委員長 よろしいですか。

田島委員 はい。結構ですよ。

奥野委員長 これで、土木費の質疑を終わります。以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。中原委員。

中原委員 賛成を、いや、したい気持ちでいっぱいなんですけどね。

したらいい、ああ、そうやな。というのが、この当委員会に付託されている分野で、子育て支援もしかり、障がい者分野もしかり、保健事業、バスの運行の分野についても、細かいことも含めて、非常に目配りをして、新規事業を数多く展開しようとしている、非常に意欲的な予算だと感じているんですよ。ところが、もう一方で、福祉4医療のことを、先ほどお聞きをしました。それから、マイナンバーの記載の扱いについてもお聞きをしました。大阪府に対して、岬町の職員として、岬町の住民を守るという立場から、言うべきことを言う

いう姿勢は全く感じられない答弁であったと。私、こういった姿勢、角度からの答弁は、今回、一つの案件に対して、2回、そういう答弁を聞いたわけですが、過去にも同じような姿勢を感じたことはあります。これはちょっと前回のときは、少し意見を申し上げて、賛成したといういきさつありましたけれど、今回は一つの予算の中で、2回もそういうことを私感じましたから、ちょっとさすがに承服しかねるなと思ひまして、いつも、総務文教委員会は、最近結構賛成していることが多いんですけど、今回ばかりは、腹に据えかねると思ひます。

田島委員 中原委員、厚生やで。

中原委員 あ、厚生。ごめんなさい、ありがとうございます。また言い間違えた、厚生委員会については。そんな姿勢ではとても、今の大変な住民の暮らしを守ることはできないと思ひますから、本委員会に付託された一般会計予算については賛同できません。

奥野委員長 他に討論ございませんか。田島委員。

田島委員 この当初予算、まだ、あと残り総務委員会も残ってるんですけども、各常任委員会の当初予算について、422ページにも上る、本年度の当初予算の資料、昨日は事業、本日は厚生という中で、当初予算というのは大変重みのあるものですね。やはり、これは我々じゃなしに、住民さんのために当初予算というのは組まれるものであって、この当初予算を通さなければたちまち住民が明日から困るわけですね。しかし、私は議員として、苦言も呈したいし、反対もしたい、そして、嫌みも言いたい、しかしながら、やはり住民のことを思えば、まず当初予算を通しておいて、そして他の部分について反対意見、そしていろんな苦言を呈したらいいと思ひますので、これは、当初予算は反対すべきものでないなど、私個人的な考えで今しゃべっているんですけども、個人的と違ったら恐らく反対するでしょうな。しかしながら、私は今回、この当初予算の中身をずっといろいろ、もう附箋もつけさせていただいて、これはもう予算は通さんと、やっぱり住民の生活にかかわることですので、今回の厚生委員会の予算については賛成の意見を述べておきたいと、かように思ひます。

奥野委員長 次に、反対の方、まだおられますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 じゃあ、賛成の方、おられますか、討論。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 では、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号「平成29年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第5号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第6号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 予算書177ページから220ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の187ページ、一般被保険者国民健康保険料にかかわってお尋ねいたします。

一つお尋ねしたいのが、賦課限度額の見直しは、来年度においては予定されているのかいないのか、予定されているとするならば、この予算にそれも反映されていると受けとめていいのかどうかということが1点目であります。

それから、来年度において、さまざまな法律上の改定があると思うんですけれども、その改定も恐らく見込んだ上でさまざまな料金等の収入・支出、計算されているのじゃないかと思うんですけれども、来年度中の制度上の変更点があればお聞きしたいと思います。

それから、1人当たりの年間保険料の見直しについてお尋ねします。岬町においては、連続して大変な努力を重ねながら保険料の引き下げを実現してきているわけですが、来年度においてはどのようになる見通しであるか、わかればお聞きしたいと思います。

それから、199ページの一般管理費のうち、節13委託料、国保システム改修委託料について、何を改修するのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

松本保険年金課長 まず、来年度の賦課限度額ですが、こちらについては、現在本町におきましては国と同基準まで引き上げを前年度させていただいておきまして、平成29年度におきましては国のほうでも引き上げは一旦見送りという形になっておりますので、本町におきましても、賦課限度額、来年度は据え置きと考えております。

次に、来年度の法律の改定内容ですが、まず各世帯の保険料につきまして、軽減判定基準が改定になります。前年度まで今現在、国民健康保険の加入世帯の軽減世帯につきましては7割・5割・2割の軽減を適用させていただいておりますが、このうち5割軽減の判定の基準が世帯の合計所得が今までは控除分33万円に加入者の数に26万5,000円を掛けた金額を合計した金額以下の世帯について適用という形になっておりましたが、これが来年度、加入者の数に掛ける金額が27万円に引き上げられます。次に、2割軽減の分におきましても、加入者の数に掛ける金額が前年度までは48万5,000円だったのが49万円に引き上げられるという形になります。

これにおきまして、例になりますが、5割軽減の2人世帯の場合ですが、前年度まででしたら86万円が限度になっておりましたが、87万円以下の世帯について5割軽減を適用させていただくという形になり、2割軽減につきましても131万円以下の世帯については適用させていただくという形になります。

あとが高額療養費の負担限度額についてですが、これにおきましては、国のほうで平成29年8月診療分からになります。70歳以上の方の自己負担限度額につきまして見直しをされる予定でございます。

これにつきましては、低所得者の方に関しましては現在の金額据え置きになっておりますが、一般区分の世帯につきましては、現在外来でお医者さんにかかれた場合、個人ごとに1万2,000円を上限としておりましたが、8月以降につきましては1万4,000円が限度となります。ただし、これにつきましては、年間1万4,000円を上限とします。

次に、一般被保険者の自己負担限度額、4回以上、いわゆる多数該当になります。これにつきましても、今まででしたら4万4,400円を限度としておりましたが、これが5万7,600円が限度という形になります。

次に、現役並み所得者につきましては、外来で個人ごとの金額が今まででしたら4万4,400円でしたが、8月以降につきましては5万7,600円に引き上げられるという形になっております。

次に、1人当たり保険料ですが、平成29年度においての1人当たり保険料につきましては、毎年保険料率の積算時期が6月ということで、6月の住民税の決定を待って直近の被保険者の数とか、あと必要になる医療費等を勘案しながら保険料率を決定しますので、現段階では1人当たり保険料というのは特に計算はしておりません。

次に、システム改修の委託料ですが、これにつきましては、平成30年度に国民健康保険制度が広域化されるのに向けまして、国のほうから国保保険者標準事務処理システムを新たに開発しまして、希望する都道府県及び市町村に無償で配布するという制度になっております。これにつきましては、本町におきましては、実際に国が配布する事務処理標準システム自体が本町も使用しております株式会社日立システムズの開発によるものであり、本町が使用しているADWORLDがベースとなっているということや、導入した場合、法改正の対応については国からの対応済みのバージョンが配布される等々の事情を勘案しまして、実際に現在稼働している住民情報システムとは別のシステムとして運用することという形になりますので、そういった理由を勘案して、今回につきましては現在の使用状況で事務処理システムを導入した場合の試算を予算計上させていただいております。

以上になります。

中原委員 先にお答えいただいた軽減判定の基準が改定されるというところで、いわゆる政令軽減と言われている方々で、所得に応じて自動的に軽減されるという制度でありますけれども、それは加入者にとってプラスなんですよ。適用される範囲がわずかとはいえ拡大されるということになりますから、それはプラスの面での改定だと思います。

それで、70歳以上の高額療養費制度のことをご説明いただきました。それは、マイナスという改定ということになると思います。加入者にとっては、それで、一つお尋ねするんですけど、療養病床の入院中の方なんかの居住費とか、そういうことは国保じゃなくて介護とかに

なるんですかね。何か療養病床にご入院中の65歳以上の方の負担も増えると私は認識しているんですけど、そんなこともこの会計に関係するのかなと思って、その点、1点、再度確認させていただきたいということと、それから国保システムの改修の委託料で、3,994万4,000円という大きな金額がついておりますが、これは財源面での手当てはどこからかあるのでしょうか。よろしくをお願いします。

松本保険年金課長 すみません、先ほどの療養型病床のお話ですが、70歳以上の高齢者の方を対象に、その改正もたしかあったと記憶しております。申しわけありません。

次に、国保システムの改修の費用ですが、これにつきましては、国の制度改正に伴う改修になりますので、国のほうから準備補助金という形で、歳入のほうにも計上しておりますが、国のほうから補填がございます。

奥野委員長 中原委員。

中原委員 システム改修の準備補助金というのは、何ページに記載されているかお聞きしてもいいですか。

松本保険年金課長 予算書の191ページですね。財政調整交付金の次の部分ですが、国民健康保険制度業務準備事業費補助金に入っております。

中原委員 療養型病床の方の制度改定の問題ですけれども、これは、入院中の方の居住費、いわゆる水光熱費に当たるものなんですけど、それが10月から値上げされるといった問題や、症状の重い方については新たに200円、1日200円の負担が発生するといった、私から見ると改悪と思われる制度も持ち込まれるというのが来年度の事柄になってくるのかなと思うんです。

それで、先ほど軽減判定の基準の改定で対象が拡充されるということは、加入者にとってはプラスになるんだと、負担が減ることにつながるということを申し上げました。制度上で負担が増える可能性についても、70歳以上の高額療養費制度の問題、それから療養型病床に入院中の方への負担増の問題を申し上げたところであります。

これは、プラス面とマイナス面があるんですけど、それは、プラスとマイナスを考えた場合に加入者にとっては総合的に考えると負担が増やされることのほうが多いように私は思うんですけど、国保の担当としてはどのようにお考えでしょうか。

何か難しいね。もう聞くのをやめておこうか。聞いてもいいですか。

奥野委員長 松本課長。

松本保険年金課長 軽減判定世帯につきましては、およそ2割軽減から5割軽減に軽減される世帯が2月末現在の世帯数で確認をしましたところ、およそ5割軽減世帯の大体3%前後で、軽減が今までなかった世帯から2割軽減の適用を受けられる世帯が、全体の約1.5%程度がこの恩恵を受けられるようになる見込みということになります。

高額療養費とか、あと療養型病床の分につきましては、長期に治療を受けている方は、この制度改正については関係が出てきますが、実際に一月か二月で終わるとか、あと毎月毎月かかっていないとかという形で、実際に実態としてどのくらい影響を受ける世帯があるのかと

というのは今のところ見通しがつかない状況ではないかなとい考えております。

中原委員 国保の府下統一化の問題について、もう一つだけお尋ねしておきたいと思います。

先ほど確認させていただいたとおり、2018年度からの大阪府下統一化に向けてのシステムの導入準備ということが進められていくということになるのでしょうか。現時点でおわかりのところで構いませんので、保険料が統一されたらどうなるかという問題についてお聞きしたいと思います。

ただ、統一された場合の保険料については、試算がようやく示されたところでありまして、それについてもまだ確定的でない段階ですから、この後まだ変更というか、制度上の変更も考えられるし、最終的な金額については、なかなかぎりぎりまでわからないというのが実情かなとは思いますが、現時点での見通しについては確認しておきたいと思います。

一般的な話にするとちょっと理解しにくいので、モデルケースでお尋ねしたいと思います。現役の40代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯で年間の所得が300万円の場合は、岬町においてはのをお聞きしますね、そういったご家庭の場合、統一されたときと統一されない場合の保険料、どちらのほうが高いか、お答えください。

奥野委員長 すぐ答弁できますか。

松本課長。

松本保険年金課長 統一保険料のお話ですが、去年の10月、11月ぐらいになりますが、国の国保事業費納付金等算定標準システムの簡易版が国から配布されまして、それを受けて全市町村の標準保険料率の試算が実施されたところがございます。いろいろと国・府のほうの作業がちょっと遅くなっています、今年2月に入って試算結果を府のほうから示していただいたところがございます。

この結果でございますが、まず大阪府のほうから示された金額になりますが、現在計算している金額ですが、本町の場合でいきますと、保険料を統一する場合は、実際の保険料、28年度の保険料との比較しか今のところはできておりませんが、統一保険料になるほうが少し高くなるという結果は出ております。これにつきましては、大阪府のほうも、あくまで粗い試算、要は保険料が下がる要因というのはほとんど加味されていないと聞いております。

実際、今現在、今回の保険料の計算方法で加味されている部分というのが、いわゆる保険料の上昇を抑制するための法定外繰り入れ等に関しては加味している部分とそれがなかった場合という形で計算されておりまして、それ以外の過年度分、いわゆる前年度以前分の保険料の収入額とか、あと国のほうの特別調整交付金等につきましては特に加味していないので、ごくごく粗い計算となっておりますので、今後、この結果については変わっていくであろうというふうなお答えを大阪府のほうからはいただいております。

中原委員 もうちょっといろいろお聞きしようと思ったんですけど、今のお答えはわかりました。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと補足させてもらいます。

今、担当のほうがお答えさせてもらったいわゆる法定外繰り入れ、これは、岬町でも基金

を活用してなるべく保険料の上昇を抑えているということで今の金額になっているところでございます。

その基金の繰り入れについても法定外繰り入れという考え方をしていますので、この繰り入れがないものとした場合は、29年度の保険料の収納必要額と28年度の保険料の収納必要額との差は下がるということになります。

この繰り入れを、今までの基金も同じように繰り入れがあるとして試算をすると、岬町より大量の基金等を使って各団体も保険料を抑制しているということがありますので、それを集計しますと、その場合であると若干上がると、こういう大きな試算結果になっております。

ただ、先ほども申しましたように、どの財源をもって保険料を算定していくのかというのは今まだ決まっていませんし、今後調整をされていくと考えております。

中原委員 ちょっとこの統一化の問題は難しいですね。もうちょっといろいろせっかくの委員会という機会なので、聞きたいなという気持ちもあったんですが、ちょっと数字の問題になってくると、何か聞いているほうもちょっとわかりづらいということもありますので、準備していたものを全てというのは、ちょっと一部割愛したいと思います。

それで、ちょっとまだ金額についても、先ほど部長のほうから補足的な説明があったとおり、基金を投入して、その基金の投入については法定外繰り入れという扱いになると。それを含む場合と含まない場合で府下の統一した場合の岬町における保険料についても従前より高くなったり安くなったりするというような実態がありまして、まだあと1年間ぐらい、1年全部かけていたら間に合わないんですけど、かなりぎりぎりまではっきりしたことはわかってこない部分があるかなと思います。

ただ、今行っている基金を投入して保険料を少しでも安くという努力がなされているわけですが、それをするという前提で考えた場合、それは私はいいことをしていると思いますので、それを引き続きやっていくという前提に立った場合の保険料について比較した場合、統一の保険料は高くなるという試算が今のところ出ているわけですね。

ですので、保険料については、この後またよく見ていく、それこそ注視していく必要があるかなと思いますけれども、統一の保険料が高くなる可能性が大いにありますから、以前から申し上げているとおり、大阪府下の国保の統一化については、岬町にとって、また加入者にとって不利になることにつながっていくんじゃないかなと思います。

また、この保険料については、いろいろな段階があるとは思いますが、何らかの方向性が示されたときにまた議会にもご報告をぜひいただきたいなと申し上げておきたいと思います。

奥野委員長 終わりですか。

中原委員 終わりにします。

奥野委員長 ほかにございませんか。これで、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。賛成ですか。反対ですか。

はい、中原委員。

中原委員 大きくは、国保の府下統一化の準備をするための予算が含まれているということから反対する立場ではありますが、国の制度の改定等の影響で、プラスの面とマイナスの面が発生しますから、マイナスの面に対しては何らかの対策といたしますか、手当が必要になってくるのではないかと思います。その点については要望しておきたいと思ひますし、1人当たりの年間保険料についても現在のところ見通しが見つからないという時点ではありましようが、できる限りの努力をしていただいて、継続して引き下げが実現されるようにご努力をいただきたいということもあわせて申し上げておきたいと思ひます。

奥野委員長 あと、反対の方はおられませんね。よろしいですね。もう、じゃあないですね。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号「平成29年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第6号は、本委員会において可決されました。

議案第7号「平成29年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 予算書221ページから236ページをごらんください。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

(「あり」の声あり)

奥野委員長 どちらですか。

(「反対」の声あり)

奥野委員長 反対討論、どうぞ。

中原委員 質疑で確認はしようと思っておりましたけれど、これは、制度上もう確定的なことという面もありますから、時間的なこともあり、私の言いたいことはここで申し上げて討論に参加するようにしたいと思います。

後期高齢者医療制度については、来年度以降、保険料の大幅な引き上げになるということ

がはっきりしてきております。一つは、所得割の軽減措置が4月から縮小されると、5割から2割へと縮小されるということになります。それから、74歳まで扶養家族だった方の軽減措置が、9割軽減だったのが7割軽減に引き下げられる、このことは再来年度にもさらなる引き下げという形で悪影響が続いていくということになるんですが、75歳以上という年齢で強制的に保険を区切られて加入させられている保険の軽減措置が外されるために保険料の大幅な引き上げが生じるということから、反対の立場をとらせていただきます。

奥野委員長 賛成討論の方はおられますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なしですね。もう反対もないですよ。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第7号「平成29年度後期高齢者医療特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第7号は、本委員会において可決されました。

議案第10号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 予算書277ページから323ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この会計については、2つの事柄についてお尋ねいたします。

1つ目は、いわゆる総合事業の運用について、これまでも確認させていただいてまいりましたが、この場で改めて再度確認させていただきます。

この間の議会で確認させていただいているとおり、申請があった場合の扱いについて、念のため確認させていただきたいと思います。

介護保険のサービスの利用の希望があって申請が行われた場合、本人から先に申し出がない限り、チェックリストを優先して活用することがないかどうか、従前より行われている介護保険の調査を行い、認定の事務を進めていくという扱いという認識していいかどうかということと、それからボランティア任せというようなことになっていくのではなくて、専門職の介護サービスを継続して受けていただけるようにご努力をいただけるかどうか、1つ目の総合事業についてはこの2点を確認しておきたいと思います。

それから、もう一つ、これはページがはっきりわかりますので、予算書のページで申し上

げますが、307ページの款4地域支援事業費の包括的支援事業費の中で、節13委託料、地域包括支援センター運営委託料についてお尋ねいたします。

これは、社会福祉協議会へ地域包括支援センターの運営を委託することに係る予算とお見受けいたしますが、役場ではなく社会福祉協議会が窓口になるというか、そういうようになっていくわけですが、そこで実務が行われていくことになるわけですが、そのことへの周知は十分できているか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、役場との連携についてもこの機会にお尋ねいたします。

社会福祉協議会に委託することについては以前から反対してまいりました。けれども、町としては委託するという結論を出されたと認識しております。それに当たって、役場との連携がどのように緊密に図られるのか、例えば社会福祉協議会と役場の高齢福祉課との間の直通の電話が設置されているのかとか、定期的な連携会議が行われるのかとか、あと役場からのその分野の職員が一定期間軌道に乗るまでは派遣されるか、そういったことで連携を十分にとっていく必要があるのではないかと思いますけれど、そのあたりの対策についてはどのようなことをお考えか、お聞きしたいと思います。お願いします。

池下高齢福祉課長 1点目の総合事業の運用でございますが、介護予防総合支援事業、平成29年4月から開始のほうをいたします。

まず、認定のほうですが、基本的に岬町ではチェックリストは用いず、従来どおりの認定申請を行っていただきます。といいますのも、チェックリスト自身が25項目でわかりにくいというところと、あと医師の意見がないというところで、まず介護が必要な方、予防が必要な方は認定を受けていただいて、それで更新の上で認定が必要でないということをご理解していただいた場合にのみチェックリストを利用する、そういった方針でやっていきたいと思います。

あと、総合事業ですが、地域で支え合う、ボランティアを活用していくという方向でございますけれども、基本的には現行相当サービスというのを中心に、それを補完するのがボランティアという位置づけで、現行相当も行いながら多様な主体をこれからつくっていくという段階でございます。1点目が総合事業で。

2点目の地域包括支援センターの委託の周知でございますが、現在、要支援1・2の方でご利用されている方全ての家庭に契約書と重要事項説明書を持って訪問のほうをしております。利用者の方については、3月末までに全ての方に周知させていただく予定です。基本的には担当ケアマネジャーは変わらないということですので、場所が変わるということと岬町から社会福祉協議会に運営主体が変わるということ、ご理解のほうをお願いしておきます。

この3月の回覧におきましても、一般の住民周知といたしまして、地域包括支援センターが社会福祉協議会に変わりますよというご案内のほうをさせていただいておりますので、住民周知のほうは不十分ではないかと思うんですが、不十分と感じた場合はさらに周知のほうを進めてまいりたいと思います。

あと、役場との連携でございますが、直通の電話というのは特に引く予定はないです。連

携会議につきましては、月に1回程度、専門職同士の連携連絡会、特に制度改正が平成30年度でございますし、医療・介護の連携とか、いろいろ連携を持っていかないといけないということで最低月1回、場合によっては必要回数以上させていただきたいと思っておりますし、職員の派遣ではないんですが、出張ということで、必要な場合は出張して、4月は特に変わったばかりですので、職員は積極的に支援したいと思っております。

あと、住民さんの相談体制なんですけど、基本的に役場で受けさせていただいて、包括のほうからは出向いていくというアウトリーチ型でさせていただきたいと思っております。

中原委員 地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託の周知のことを今お聞きしました。3月末までに全て訪問しながら周知をされるということでしたが、現時点で3月末までにということとは、まだ訪問しないといけない先で残っているところがありますかということと、訪問先は全数が何件で、現在どのあたりまで訪問しての説明が進んでいるのか、それから訪問して説明する中で混乱やトラブルといったような事柄は発生していないか、お聞きしたいと思います。

それから、委託された場合の人の体制の問題なんですけど、専門3職種を必ず配置しなければならないということになっていて、3職種についてどのように配置していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、あともう一つ、財政の面でもお聞きしたいと思うんですが、今年度までの地域包括支援センターに係る事業費と人件費がいかほどか、それから来年度からの社会福祉協議会への委託料は1,950万円ということなんですね。社会福祉協議会に委託を行ってこの事業を受けていただくのは、この1,950万円で全てなんですか。ちょっと財政面のこともお聞きしておきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

池下高齢福祉課長 要支援1・2でケアプランをつくっている件数ですが、ちょっと日々変動があるんですが、大体350件程度です。

周知のほうかどのあたりまで進んでいるのかというのは、ちょっと現在集計のほうをとれていないんですが、ケアマネ、日々毎日走り回ってできるだけとるように頑張っている状況です。

もし3月末までにとれない場合は、電話でとりあえず連絡をくださいという指示はしております。できるだけ3月中に間に合わせたいということを考えています。

委託の体制ですが、3職種、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師、それをそろえないといけないんですが、社会福祉士につきましては、現在、社会福祉協議会にいる社会福祉士をもって充てる予定でございます。主任ケアマネジャーにつきましては、現在、私どもで雇用している任期付き職員をそのまま移行させる予定でございます。保健師につきましては、現在、ケアマネジャーとして働いている看護師につきまして、医療経験が相当長く、在宅経験も長いので、その職員を充てる予定にしております。

古橋しあわせ創造部長 委託料につきましては、人件費が主な積算の根拠になっていまして、事業費に

つきましては、会議への出席旅費であるとか、研修への出張旅費、これにつきましては平成28年度の当初予算ベースの事業費をそのまま積算として用いております。

結果的に、議員ご質問されたいのは、どれくらいの影響額が出るのかということと思いますが、影響額につきましては、一般財源ベースで150万円程度増加するかなと考えておるところでございます。

ただし、先ほど朝からの補正予算でもございましたように、職員の異動によって1名減となりますので、その分を含めた高齢福祉課での影響額としては600万ほど減額になるかなということでございます。

中原委員 今ちょっと古橋部長がお答えになった財政負担の問題で、後半におっしゃられた何か午前中の話とか職員の人事異動とか、そのあたりがちょっとよくわからなかったんですけど、もう一度お聞かせいただきたいのと、それから人員の体制の問題で、保健師という専門職の配置も求められるんですが、その立場の方については、ケアマネジャー、看護師資格をお持ちのケアマネジャーが保健師の立場というか、準ずる者という扱いとして配置するという事をお聞きしました。

そうなりますと、ケアマネジャーが1人足りなくなると採用しないといけないということになるのでしょうか。ケアマネジャーの採用のほうは見通しがついてますか。そのことについてもお聞きしておきたいと思います。

古橋しあわせ創造部長 ちょっと後先になるかもわかりませんが、委託先での人員の確保の問題でございます。

まず、保健師につきましては、当初、社会福祉協議会において募集して新たに雇用するというふうな計画をしていたんですが、そうなりますと社会福祉協議会の在籍している社会福祉士、それと保健師を募集しても募集がない、あるいは募集をしてもまるっきり介護の経験がない保健師というのも想定されますことから、この場合、3種のうち2職種が経験不足になって非常に運営としては難しいものが出てくるなということで社会福祉協議会のほうからご相談がありまして、協議をした結果、今在籍しているケアマネジャーのうち、看護師資格を有する方を、本人の意思も確認した上で、制度上認められています保健師に準ずる者として社会福祉協議会の契約社員として業務に当たっていただこうと。そうしますと、経験者が3職種のうち2人になりますので、より円滑に移行できるのではないかという考えのもとにそのような職種を配置したいと考えております。

それと、当然、ご指摘のように、ケアマネジャーを保健師として雇用しますので、1人雇用、ケアマネジャーがいなくなるということでもございまして、この1人のケアマネジャーにつきましては確保はもうできているというところでございます。

それと、委託料でございますが、委託料の影響額150万5,000円につきましては、主に人件費の増額部分で150万5,000円になりますが、後半に、午前中の補正予算の中で職員異動で130万9,000円、たしか減額しております。したがって、介護保険特

会としては、その減1年分を見込みますと600万程度の減額の影響になるというところがございます。

奥野委員長 お諮りしたいと思いますが、午後5時8分前でございます。続けてやらせていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 では、中原委員、お願いします。

中原委員 ちょっと最後にお答えいただいたことがやっぱり理解できないんですけど、介護保険特会全体としてはという話については、またもうちょっと別の機会に聞かせていただこうかなと思います。

単純に、地域包括支援センターの運営に係る事業費と人件費ということで比較すると150万円増えるというように、そこはそういう理解でよろしいんですね。

なるほど、わかりました。結構です。

奥野委員長 よろしいですね。

中原委員 はい、聞きたいことは。

和田委員 質問するところ、ちょっとわからんのであれですけど、今説明の中で要支援とか、そういう話をしていたので、ここでいいのかなと思うんやけど、介護の認定を受けることを聞きたいんやけど、これでいいですか、ここで。

言うのは、何も難しいことを聞くのと違うんやけど、認定を、要1・2、軽いのを受けたとしても6カ月たったら一からまた認定を受けやんという話、前にあったんやけど、今でもそうになっているのかどうか。

それは、組織というのか規定で半年でアウトになるとなっている。これがもう少しせめて1年でも延ばしてやる。せつかく認定を受けたのに6カ月たったらもう切れてしまうわけですね。そして、また結局は、体のちょっと達者なと言ったら変なんやけど、元気なときに予備的にどうも先に受けておきたいと、さあというたら病院に行かれへんと、介護、受けてないから行かれへんという話があるので、先に受けておきたいと言っても、受けても結局6カ月来てしまうというのが多いと思うんですが、その苦情などは一つもないですか。要支援を受けても6カ月で切れてしまうと、そんなのもっと長くにしてくれとかという、そういう苦情はありませんか。なかっても、私は延ばせる方法があるんやったら延ばせてあげたら受ける人もいいと思うんですが。その点について。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 認定期間が最低6カ月の方、本当に短い方は3カ月の方がいらっしゃるんですが、このたびの制度改正、この4月からの制度改正がございまして、今まで半年で更新されていた方は1年で、新規の場合が1年、更新の場合は2年になる予定でございます。

平成30年度から3年というのも見込まれておりますので、負担が軽くなるというように国のほうは制度改正を行っている予定です。

和田委員 それは、いつからと言ったのかなと思って。

池下高齢福祉課長 すみません、この4月の1日からでございます。

奥野委員長 ほか、ございませんね。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。どちらですか。

(「反対」の声あり)

奥野委員長 じゃあ、反対討論、どうぞ。

中原委員 先ほど質問をさせていただきまして、総合事業については、利用者また申込者の立場に立って柔軟な運用、また妥当性のある運用をされようとしているということは確認をできました。その点については高く評価しておきたいと思いますが、社会福祉協議会に地域包括支援センターを委託するという点については、承諾しかねるものと考えております。

一番気がかりなところは、虐待ですとか、そういう命にかかわることが発生した場合の緊急な対応が十分できるのかということ、議会でも申し上げてまいりましたが、その点が一番気がかりなところであります。

それ以外にも、人員体制の問題、先ほど確認をさせていただきましたが、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、この専門3職種の配置が求められるという中において、当初は計画では社会福祉協議会で保健師については募集するという計画であったのが、それが私の印象としては、うまくいかないの、率直に言ってこの募集は難しいと思いますけれども、社協にやってもらえばこういう専門職の募集もネットワークがあるからうまくいくんだということを私は本会議場で聞きましたけれども、結果としては保健師に準ずる方を配置する。なれておられるというメリットはありますけれど、またこれまで一定の経験ももちろん積んでこられている方ですし、ケアマネジャーとして尽力されてきた方と私も感じておりますから、その方が保健師に準ずる立場としてお仕事を引き続きしていただくということについて決して文句があるわけではないんですけれども、保健師という専門の資格を持った方が配置されないということも一つの心配材料であります。

それから、財政運営についてお聞きしましたが、単純に事業費と人件費を比較した場合は、150万円を増やす、負担が増えるということになるということも確認させていただきました。

私は、従来から申し上げているとおり、外に出せる事業であったとしても町が直営で直接運営するというのが必要であろうと考えている立場ですから、今回の社会福祉協議会への委託には賛成できないと考えております。そのことを中心的な理由として反対させていただきます。

奥野委員長 賛成討論の方はおられますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なしですね。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号「平成29年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第10号は、本委員会において可決されました。

議案第11号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野委員長 予算書324ページから335ページをごらんください。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号「平成29年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

奥野委員長 満場一致であります。

よって議案第11号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第18号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する件」を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

奥野委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 質問をいたします。ちょっと委員会資料には掲載されていないんですが、本会議場で概要についての文書をもとに説明をいただいたので、そのことを中心にしながらお聞きをしたいと思います。

私、これてっきり、また大阪府がいつている地方分権の流れによるものかなと思っていたんですが、そうではないんですね。そうではないとするならば、岬町が自主的、主体的に泉佐野以南の3市3町の広域福祉課で処理をしよう。お仕事のアウトソーシングみたいなものかなと思うのですが、そういうようにしたほうが、効果的・効率的に運営できるメリットがあるというお考えのようであります。

それは、どういった点でのメリットがあるのか。具体的にお示しをいただきたいと思います。また、検討段階にデメリットと考えられるものはなかったのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

それから、このことに伴って、幹事市に対して、一定の負担額をお支払いしないといけなくなるのかなと思いますが、幾ら支出することになるのか。財政的な負担についてもお聞きをしたいと思います。

それから、対象となる事業所は、具体的に町内に幾つあるのか。事業所名でお聞きをしておきたいと思います。その事業所については、さまざまな手続なんかが発生したとき、また相談したいことがある場合は、幹事市である泉佐野市へ赴かなければならないのか、お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 地域密着型介護予防サービス、それに介護予防支援なんですけど、メリットといたしましては、各市町とも介護保険の担当職員が少ない中、実地指導や指定の業務をするということで、不慣れな中で、その中で虐待を見逃してしまったり、指定違反を見逃す可能性が非常に高いということで、そういったところを専門にやっている係、担当をつくって、集中的に見ていくほうが、3市3町ともメリットがあるのではないかということで、18年度から本町で指定・指導業務やっていたんですけども、不十分だということで、各市町とも同じ考えで、このたび一緒にすることにさせていただきました。

ということで、デメリットは特に考えていないんですが、岬町の事業者様が、泉佐野市役所内まで行かないといけないっていう、手続ではそうなんですけれども、岬町役場でもご相談に応じたりすることもできますので、役場の高齢福祉課を通じて、相談体制はやっていきたいなと思っております。

それと事業所数ですが、制度改正28年の4月にございまして、それまでは2事業所。小規模多機能型居宅介護ひらりというのが1カ所と、認知症グループホームが1カ所あったんですが、このたび定員18人以下のデイサービスが、市町村の地域密着型サービスになりましたので、デイサービス4カ所に増えまして、全部で6カ所になっております。

あと財政的負担なんですけど、ちょっと今手元に資料がなくて、委託料でよろしいでしょうか。

奥野委員長 古橋部長。

古橋しあわせ創造部長 負担金につきましては、今回の地域密着型でありますとか、総合事業、またこ

れまでの指定業務もあわせた歳出の決算見込みから、負担金を各市町村の割合に応じて算定を
してまして、今回当初予算で、広域福祉課の共同処理事務事業負担金として、870万5,0
00円を計上してるところでございます。

また、28年度の当初予算額は830万7,000円になりますので、約39万8,00
0円程度の増額で済むというところでございます。

中原委員 先ほどご説明いただいた中で、虐待の見逃しにつながりかねない、そういった危険性がある
といったような答弁がありましたけれども、実際問題として、そういうことがあったのかどう
かについては、いかがですか。

奥野委員長 池下課長。

池下高齢福祉課長 新聞報道、ニュース報道等で、介護施設の職員が介護が必要な方を虐待している
というのがあったんですが、岬町では現在のところそういった事例はなく、また、そういった研
修を年に1回ぐらいなんですけど、実施しておりますので、今のところはないと確信しておりま
す。

奥野委員長 ほかに、質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号「岬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求
めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第18号は、本委員会において可決されました。

議案第19号「岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を
定める条例の全部を改正する件」を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 これ必要性としては、要因は同じことだと思うんですね。それで、さっきお聞きしていたことからいうと、私はこういった分野についても、直接岬町が事務を行うべきだと思います。ただ、先ほど聞いていた答弁等によりますと、やはり職員の数が少ないということが一つの大きな要因になっているのじゃないかなと思うんですね。職員数の増加がこの分野でも必要になってくるのじゃないかと思えますけれども、そのことについてお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

古橋しあわせ創造部長 まず、人員につきましては、人事のほうの担当ではございますけれども、介護保険に限って申しますと、人員体制は非常に厳しい状況にあるかなと思ってます。ただ、この広域化を進めるに当たって、一つは人員の問題もありますし、もう一つは専門的な知識を集結するという部分がございますので、人数がたくさんおれば、一人にその業務を任せて専門的な知識をしていくというのがありますけれども、今どこの市町村も現状的にはなかなか難しいような状況にあると考えますので、人員的には厳しいかなと考えてるところでございます。

ただ、厳しい状況ではございますけれども、限られた人員の中でやっていくということが必要かと思えますので、その辺については、限られた人員最大限生かして、事業を進めていくという考えでございます。

奥野委員長 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

どちらですか、反対ですか。反対討論どうぞ。

中原委員 賛否決しがたいところがあるんですが、さっきはちょっと討論やめておきましたけど、今のお言葉も聞いて、本来は岬町が直接行うべき事務であると基本的に考えるべきだと思います。事業所にとっては、何かの手續の場合には泉佐野へ行かなければならないという問題が発生する。これは事業所にとってはデメリットとなります。

ただ、大反対とは言いにくい。というのが、本来もし岬町にこういった事柄、こういった分野に通じた専門職が配置できれば、広域で行う必要はない。ただ、それについてはいろんな面での困難さがあるという、板ばさみ的な問題が同時にあるという現実も考慮しますと、大反対というわけにはいきませんが、本来は岬町が直接引き続き行うべき事務であると考えられる立場から、賛成はできないと考えるものであります。

奥野委員長 ほかに、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号「岬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第19号は、本委員会において可決されました。

議案第20号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」を、議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

どちらですか。反対討論どうぞ。

中原委員 先ほど申し上げた議案第19条の討論で申し上げた趣旨と同様の趣旨に基づいて、賛成はできないと考える立場であります。

なお、この場でもう一言申し上げておきたいと思うんですが、この18、19、20号の全部改正の条例の中身ですけれども、今回広域にするということで、引用型に改められておりまして、私はこういうたてつけの形の条例は、余りよくないと考えております。従前のものも確認させていただいておりましたが、確かにボリュームは大きいんですが、従前のもののほうが内容が非常にわかりやすい。引用型というたてつけにしますと、そこからまた第何条、法第何条というところを引かなければなりませんから、そういった形の条例ではないように、今後の運用について、条例改定、また条例制定の折には、引用型はできるだけ避けていただきたいということも、一言申し上げておきたいと思えます。

奥野委員長 次に賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論はなしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号「岬町指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第20号は、本委員会において可決されました。

議案第28号「岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件」を、議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑ございませんか。

和田委員どうぞ。

和田委員 これは、もうこれでバスのこと終わりなんですか。ちょっとほな、お願いしたいことあるねんけど。今、コミュニティバスやけど、前から言ってる土曜日の日の朝のことをお願い、7時過ぎぐらいのバス。今いっこも協議会がある。はい、すみません。

奥野委員長 田島委員どうぞ。

田島委員 すみません。まず、今回一般質問もして、この運行についてはやっぱり集落から最寄りの駅までと。一丸となって、私ずっと訴えてるんですけども、この乗り継ぎの部分ですけども、これについてもまだ試験的な実証運行がやられるということで、今回取り急ぎこういう条例の一部改正をするには、時期尚早と思うんですけども。もう固まっているのでこういう条例改正をしはるんかなちゅうひがんだ考え持ってますので。

やっぱりもう少し検証して、実証運行して、ほんとに基本路線と乗り入れて、ほんとの系統図をつくるのか、それとももう形ができてたら、この条例改正しなくてはならんんですけども。やっぱり、コミュニティバスの趣旨から言ったら、やっぱり集落から最寄りの駅行くのが本来の筋と思うので、ぶっちゃけこの支線の部分については、この乗り継ぎ券別になくてもいけると思うんですけどね。基本路線どっちみち乗るんやったら、この乗り継ぎ券なしでも基本路線100円出して乗れるんですから。何もそういうことをしなくても、まだちょっと時間あるので、もう少し議論したらいいん違うかなと思うんですけども。

これをもう条例改正してしまったら、当然乗り継ぎ券が必要やと。基本路線と連動してしまうということになるので、どうも私個人的にはこの条例改正は反対ではないんやけども、時期的にちょっと尚早違うかなと。まだ1年間試験、検証する余裕があると思うのです。という

ことで、どうですか。今回どうしても近々必要やというのであれば、私も理解するんですけど、どうしても今期改正せないきませんか。それをちょっと教えてほしいんです。しんどい話やけど。

奥野委員長 答弁はどちらで。

波戸元しあわせ創造部副理事 今回の条例の改正、この乗り継ぎ券のことにつきましては、現行の条例ではコミュニティバスを利用するものは、1人1回の乗車につき100円を運賃として支払うということで規定しておりまして、これまで中日臨海、また大新東におきましても、支線から基本路線、基本路線から支線に乗り継ぐ場合、乗り継ぎ券を発行していたということもございまして、今回4月1日から支線を有償にすることによりまして、コミュニティバスを利用するものが1人1回の乗車となりますと、基本路線で1回、基本路線で1回ということで200円ということになりますので、これまで行ってきた乗り継ぎ乗車券の制度をそのまま踏襲し、乗り継ぎ乗車券を発行するための条例改正ということでご理解をいただきたいと思います。

田島委員 従来は無料ですな。今まで無料で輸送してたんでしょ。今度は有償にするというお話でしょ。有償にするとなったら乗り継ぎ券が必要になってきますよね。でないと、二重払いせんならん。僕は集落から最寄りの駅まで、無償で住民サービスしたげたら喜ぶん違うんかなど。基本路線は無償というわけにいきませんが、ね。どっちみち高いガソリン代、毎月10万円以上たいてますんやから、その分住民にちょっと還元して、従来どおり無償ですれば、この乗り継ぎ券発行せんでいいと思うんですけどね。

それは、もう担当課の考えもありますので。僕は今個人的に考え、意見を述べただけのことやったので、あとの委員さん方、質問してください。

奥野委員長 ほか、質問ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

田島委員。反対討論どうぞ。

田島委員 もう長いこと反対したことないんやけど、久しぶりに反対しときますけど。やっぱり考えというのは、人間いとも簡単に変えたらだめですわ。やっぱりこういう大きな住民にかかわることやから、貫き通して、そういう国交省も当然そういう方針でやってはるんやから、やっぱり指導外のことを無理にせんほうがいいと思います。

そして、基本路線も競合して走るべきでないと思います。やっぱり電鉄もバス会社も共存・共営して、岬町発展のために、住民のために走るべきであって、集落から最寄りの駅までまた有料にして、また基本路線も有料にして、そういうことじゃなしに、まだまだ時間あるんやから、もう少し時間をおいて考え直したらどうかなど。そういう考えを持っていますので、今回どうも賛成しづらいという立場でございまして、今回は反対として意見を述べておきます。

奥野委員長 賛成討論の方おられますか。

中原委員。

中原委員 支線の有償化ということになるわけですから、その点を考えると無料が有料にということで、負担が増えるというようにも見えますので。ただ、それは同時に以前からの状態に、1回の乗車につき100円という負担に戻るといふ捉え方もできると思います。

私が気になったのは、今無料なのに、たとえ100円とはいえ、負担が増えるという事柄に対して、住民の暮らしのことを考えた場合にいかがなものかなということは気になりましたが、実際に住民の皆さん、またとりわけ利用者の皆さんから聞こえてくる声としては、お金をまた100円なり、乗車料金を払っても構わないので、継続して運行してほしいという、そういう切実な声のほうが私はたくさん聞いておりますので、今回の支線の有償化、また従前に戻るといふ政策については、利用者からの声を反映した形で、私は賛成という態度をとらせていただきたいと思います。

奥野委員長 次に、討論ある方おられますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第28号「岬町コミュニティバス運行に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって議案第28号は、本委員会において可決されました。

議案第29号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」を、議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回の条例の一部改定については、児童福祉法の改定に準じるものということだったと思いますが、このことによって、対象の変更が生じるのかどうか、お聞きしたいと思います。

竹下しあわせ創造部副理事 今回の児童福祉法の改正につきましては、里親に係る改正でございますが、対象につきましては、従来どおり変更はございません。

奥野委員長 ほかに、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって議案第29号は、本委員会において可決されました。

議案第30号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を、議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 皆さんお疲れのところ大変申しわけないんですが、私なりにこの議案について調べてみたんですけど、理解ができなかったので、平たい言葉で、本会議場で難しい言葉を用いて説明をいただいたので、理解しやすい言葉を用いて説明をいただけると、ありがたいなと思ってるんですけど、お願いできますでしょうか。

奥野委員長 松本課長。平たくお願いします。

松本保険年金課長 非常に文言が長くて複雑な条例の改正になっておりますが、要は、所得の申告方法とか、あと税率の課税方法が変わるという内容に集約されるかなと考えております。ですので、国民健康保険としましては、申告をされる所得額に変更がなければ、特に保険料自体に影響が出るものではないというように考えておりますので、あくまで申告方法の変更と考えていただけたらいいかなと考えております。

中原委員 今の説明では、申告方法が変わることだけなんだということなんですけれど、その申告の方法が変わることによって、所得が変わるということは起こらないということなんです。わかりました。

奥野委員長 ほかに、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって議案第30号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案13件について、全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

(午後5時33分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成29年3月8日

岬町議会

委員長 奥野学